

平成30年 2月28日（水曜日）

第 2 号

## 平成30年第1回北海道議会定例会会議録

## 第2号

平成30年2月28日（水曜日）

## 議事日程 第2号

2月28日午前10時開議

日程第1、議案第100号

日程第2、議案第1号ないし第97号及び第99号

(質疑並びに一般質問)

## ○本日の会議に付した案件

## 1. 日程第1から日程第2

## 出席議員(97人)

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	2番	阿知良	寛美	君
	3番	浅野	貴博	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君
	16番	道見	泰憲	君
	17番	船橋	賢二	君
	18番	丸岩	浩二	君

19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
33番	山崎	泉	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
44番	花崎	勝	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君
47番	吉川	隆雅	君
48番	吉田	祐樹	君
49番	佐々木	俊雄	君

50番	田中芳憲君	87番	吉田正人君
51番	富原亮君	88番	岩本剛人君
52番	八田盛茂君	89番	遠藤連君
53番	松浦宗信君	91番	加藤礼一君
54番	東国幹君	92番	喜多龍一君
55番	内海英徳君	93番	竹内英順君
56番	大崎誠子君	94番	本間勲君
57番	小畑保則君	95番	伊藤条一君
58番	角谷隆司君	96番	川尻秀之君
59番	小松茂君	98番	神戸典臣君
60番	千葉英守君	99番	高橋文明君
61番	長尾信秀君	100番	和田敬友君
62番	中司哲雄君	欠席議員（2人）	
63番	藤沢澄雄君	1番	菊地葉子君
64番	村田憲俊君	90番	布川義治君
65番	北口雄幸君	欠員（2人）	
66番	小林郁子君	69番	
67番	橋本豊行君	97番	
68番	広田まゆみ君	<hr/>	
71番	中山智康君	出席説明員	
72番	大河昭彦君	知事	高橋はるみ君
73番	志賀谷隆君	副知事	山谷吉宏君
74番	吉井透君	同	辻泰弘君
75番	真下紀子君	同	窪田毅君
76番	森成之君	公営企業管理者	浦本元人君
77番	金岩武吉君	病院事業管理者	鈴木信寛君
78番	池本柳次君	総務部職員監	梅田禎氏君
79番	滝口信喜君	総務部危機管理監	橋本彰人君
80番	須田靖子君	総合政策部長	佐藤嘉大君
81番	高橋亨君	総合政策部監	黒田敏之君
82番	佐々木恵美子君	交通企画監	
83番	三井あき子君	総合政策部監	藪紀洋君
84番	星野高志君	空港戦略推進監	
85番	三津丈夫君	環境生活部長	小玉俊宏君
86番	平出陽子君	保健福祉部長	佐藤敏君

保健福祉部  
少子高齢化対策監 佐藤和彦君  
経済部長 阿部啓二君  
経済部観光振興監 木本晃君  
経済部食産業振興監 田辺利信君  
農政部長 小野塚修一君  
農政部長  
食の安全推進監 森田良二君  
水産林務部長 幡宮輝雄君  
建設部長 渡邊直樹君  
建設部建築企画監 須田敏則君  
会計管理者  
兼出納局長 辺見広幸君  
企業局長 山岡庸邦君  
道立病院部長 田中宏之君  
財政局長 森隆司君  
財政課長 猪鼻信雄君  
秘書課長 三橋剛君

人事委員会  
事務局長 岡田恭一君

警察本部長 和田昭夫君  
総務部長 池田康則君  
警務部長 伊藤隆行君  
警備部長 宮腰憲章君  
総務部参事官  
兼総務課長 尾辻英一君

労働委員会  
事務局長 中川淳二君

監査委員事務局長 河治勝彦君

収用委員会  
事務局長 鳴海正一君

教育委員会教育長 柴田達夫君  
教育部長  
兼教育職員監 佐藤寛君  
学校教育監 村上明寛君  
総務課長 岩淵隆君

議会事務局職員出席者

事務局長 赤石剛司君  
議事課長 小山志津生君  
議事課主幹 本間治君  
議事課主査 中澤正和君  
議事課主任 林幸雄君  
同 小倉拓也君

選挙管理委員会  
事務局長 清水敬二君

午前10時8分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 経済委員長から、議案審査の結果について報告がありました。

（上の委員会審査報告書は巻末議案の部に掲載する）

1. 人事委員会委員長から、議案第29号、第30号、第32号、第53号及び第55号について、北海道

電力株式会社から、議案第20号について、それぞれ意見書の提出がありました。

（上の条例案に対する意見は巻末**議案の部**に掲載する）

---

1. 本日の会議録署名議員は、

八 田 盛 茂 議員

松 浦 宗 信 議員

東 国 幹 議員

であります。

---

#### 1. 日程第1、議案第100号

○議長大谷亨君 日程第1、議案第100号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済委員長橋本豊行君。

##### 1. 議案第100号に関する報告

○67番橋本豊行君（登壇・拍手）私は、経済委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第100号損失補償金の返納の免除に関する件は、権利の放棄について、地方自治法第96条第1項の規定により議決を得ようとするものでありまして、2月21日、委員会を開き審査を行った結果、全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 本件に関する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

#### 1. 日程第2、議案第1号ないし第97号及び第99号

##### （質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第2、議案第1号ないし第97号及び第99号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

田中芳憲君。

○50番田中芳憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

私は、自民党・道民会議を代表いたしまして、知事の政治姿勢などについて、順次質問をしてまいります。

初めに、道政執行に臨む姿勢についてであります。

知事は、新年度の道政執行方針の中で、世界とともに歩む持続可能な地域づくりと、未来へつなぐ人づくりを道政運営の基本的な考え方として掲げ、本道が直面する待ったなしの課題に正面から向き合い、幅広い世代が集い、つながり、心豊かに暮らせる北海道の実現に全力で取り組む考えを述べておられます。

昨年1年間を振り返りますと、JR北海道の路線見直し問題や空港運営の一括民間委託など、交通に関するさまざまな課題への対応に加え、日EU・EPAの大枠合意に対する新たな対応が求められるなど、時代の大きな転換点に差しかかっていることを実感させられる1年であり、また、北朝鮮によるたび重なるミサイル発射などにより、道民保護の重要性を改めて認識させられる年でもございました。

一方で、海外からの観光客や道産品の輸出が引き続き好調を維持するなど、将来の発展が期待される分野も広がってきていると考えているところでございます。こうした状況は、多くの前途有為な人材が、厚い志を胸に秘め、北海道の開拓に取り組もうとした幕末から明治にかけての時代背景と共通するものが少なくありません。

厳しい条件のもとでも、夢と理想を忘れることなく、全身全霊を傾けて北海道開拓に一生をささげた先人の気概に、道民一人一人がいま一度思いをはせ、直面する困難な課題に積極果敢に取り組む必要があり、知事はその先頭に立つべきと考えます。

北海道と命名されて150年の節目の年、そして、知事の任期の総仕上げの年となる平成30年度を迎えるに当たり、知事は、本道の現状をどのように認識し、この1年、どのように道政のかじ取りを行っていくお考えなのか、伺いたいと思います。

次に、北海道創生総合戦略についてであります。

道では、これまで、人口減少対策として、北海道創生総合戦略に位置づけられた安心のまち・暮らし「住まいる北海道」プロジェクトなど、特に重点を置く五つのプロジェクトを掲げ、取り組みを進めております。

しかし、そのプロジェクトの数値目標の一つであります「できれば今と同じ市町村に住んでいたい」と考える人の割合を見ると、昨年の調査では、戦略策定当時より約6ポイント減の70.5%となっております。

また、札幌を初めとする都市部では、その割合が全道平均を上回っているのに対し、人口が10万人未満の市町村では全道平均を下回っている状況でございます。

さらに、年齢階層別で見ても、30代以下の階層で全道平均よりも低い水準にとどまるなど、厳しい結果となっております。

先日発表になりました、平成29年の住民基本台帳人口移動報告では、道からの転出超過数が5年ぶりに全国一を返上するなど、明るい兆しが無いわけではありませんが、絶対数としては、依然、6500人以上の転出超過となっており、決して楽観できる状況にはありません。

人口動態の変化は、長期にわたり穏やかに進行するため、短期間で成果を求めることは難しい

面もありますが、例えば、若者の地元への還流や安定的な雇用の実現など、多くの道民が将来にわたって明るい見通しが持てるような取り組みを、市町村とも連携しながら、一つ一つ積み重ねていくことがこれからも重要と考えます。

道は、北海道創生総合戦略の着実な推進に向けて、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

次に、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsについてであります。

SDGsは、2001年に開発途上国向けの開発目標として国連で策定されたミレニアム開発目標の達成状況や、その後の国際的な環境変化等を踏まえ、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2015年の国連サミットで採択されたものです。

この中には、成長と雇用、クリーンエネルギー、女性の活躍など、我が国の政策課題としても重要な目標が多く含まれており、これらは、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生に資するものであることから、昨年12月に発表された、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂版の中で、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取り組みの推進が新たに位置づけられたところでございます。

SDGsの目標は、道の創生総合戦略はもとより、道が長期計画や指針などを策定して取り組んでいるさまざまな政策課題に深くかかわるものが少なくありません。

道は、国の創生総合戦略の改訂版などを踏まえ、SDGsの実現に向け、どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

次に、人手不足対策についてでございます。

日銀の企業短期経済観測調査によれば、雇用人員の不足を示す指標が調査のたびに高まる傾向を示しており、特に、本道においては、昨年12月の発表で、全国を9ポイント上回るマイナス40ポイントとなっております。

また、昨年、札幌商工会議所が実施した会員企業に対する調査では、売り上げの維持や売り上げ増への対応が困難など、人手不足の影響を懸念する声が8割を超え、上昇する人件費コスト等を転嫁できていないとの声も7割に達するなど、道内企業を取り巻く状況は大変厳しいものとなっております。

道は、新年度に向け、働き方改革の推進を重点政策として位置づけ、国の施策とも連携し、取り組みの強化を図ることとしています。

働き方改革を通じて、女性や若者など、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上等を実現することは、人手不足に悩む企業の課題解決に資する有力な手だてであり、その効果に期待するものですが、逼迫感が強まる道内の人手不足の現状を見ると、働き方改革の推進に当たっては、特に、人手不足対策として効果が高い施策に重点を置いて取り組むべきと考えております。

道は、人手不足対策にどのように取り組むお考えなのか、この点について見解を伺いたいと思います。

次に、行財政運営方針についてであります。

道は、来年度から向こう3カ年の行財政運営に関する取り組み方針を明らかにしましたが、この中では、来年度以降の収支見通しについて、縮小傾向にはあるものの、依然として収支不足が見込まれることから、今後も各種の収支対策を実施していく考え方が示され、昨年末の定例会の時点で、収支対策の実施後もなお調整を要するとされていた、いわゆる要調整額の約70億円について、来年度予算の編成作業の中で解消を図ったものと承知しております。

一方で、この取り組み方針では、長らく続けられてきた人件費の独自削減を平成30年度をもって終了する予定とされています。

独自削減は、職員の士気等への影響が懸念されるため、早期に終了するよう求めてまいりましたので、この点については評価いたしますが、道の実質公債費比率や将来負担比率が依然として高い水準にあることを踏まえると、今後の財政運営に当たっては、年度ごとの収支はもとより、道債残高の状況などを十分に踏まえ、財務体質の改善にしっかり取り組んでいく必要がございます。

道は、このたび明らかにした、行財政運営に関する後半期の取り組みに基づき、どのように収支の均衡と財務体質の改善に取り組んでいくお考えなのか、その見解を伺います。

我が会派は、多様化、高度化する道政上の諸課題に対し、財政規律を確保した上で、的確に対処していくことが大変重要であるとの認識から、行財政運営方針について、これまでの定例会で、さまざまな角度から議論を重ねてまいりました。

先日の委員会でも道から示された、行財政運営方針に基づく今後3年間の取り組み案では、エビデンスに基づく政策展開の推進に取り組む考え方が盛り込まれるなど、これまでの議論を踏まえた内容となっているものと受けとめております。

行政改革については、職員の働き方改革やICTの利活用、内部統制など、道におけるさまざまな取り組みが連動する全庁横断的な課題でございます。

さきの定例会において、知事からは、政策の質と道庁組織の生産性の向上につながるよう、全庁が一丸となって総合的に取り組むとの答弁をいただきましたが、行政改革の着実な推進に向けては、庁内における体制の整備を初めとする新たな仕組みの構築などに向け、知事みずからが先頭に立ち、リーダーシップを発揮することが必要と考えます。

知事は、行財政運営方針に基づく行政改革の実効性の確保や道組織の生産性向上にどのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。

道は、平成27年度に策定した北海道食の輸出拡大戦略に基づき、商流・物流網の整備や輸出支援体制の確立、新たな市場への展開などの取り組みを進めてまいりました。

こうした中で、昨年、日EU・EPAの大枠合意がなされ、さらに、米国を除く11カ国によるTPPの閣僚会議で交渉の大筋合意が確認されるなど、本道の輸出戦略にも影響する国際的な動きが相次ぎました。



また、道外の港湾などから輸出された道産食品を含めると、輸出実績が1000億円を上回る状況となっていることを踏まえ、昨年の第4回定例会における我が会派の同僚議員の質問に対し、知事は、こうした道外港を経由した道産食品の輸出額も含めた新たな目標を検討する旨、答弁されております。

道産品輸出をめぐる状況は新たな段階に入ってきたと言ってよく、この際、道の食の輸出拡大戦略を見直し、最近の状況変化や実態を踏まえた政策目標の再設定を行うとともに、新たな輸出目標額を設定し、取り組みを強化していくべきと考えます。

道は、道産食品の輸出拡大にどのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

次に、北海道150年事業についてであります。

今年は、北海道と命名されて150年となる節目の年に当たり、先日の委員会で報告がありました、北海道150年事業の計画案によれば、メインイベントである記念セレモニーや、さまざまな団体などが行うコンサート、展示会、演奏会、パネル展などの企画が、7月から8月にかけて、北海道150年ウィークと銘打って実施されることとなっております。

また、関連事業として、2月25日まで開催されていた、アイヌ文化をテーマとするプロジェクションマッピングを初め、子どもたちに学ぶ楽しさを伝えるための事業や、姉妹・友好提携地域との交流、さらには、北海道にゆかりの深い三重県松阪市との交流事業など、多彩なイベントや記念行事が展開される計画となっております。

こうした一連の事業が成功裏に実施され、本道の来し方行く末に思いをいたす意義深い年になることを期待するものでございます。

しかしながら、こうした周年事業は、しばしば一過性の取り組みとなり、数年でその意義や役割が見失われてしまうこともないことではありません。

今年は、明治維新から150年の年でもあり、これにちなんださまざまな取り組みが全国各地で展開されると伺っております。

北海道150年事業の展開に当たっては、我が国における明治維新以来の近代化の歩みと、本道の150年の歴史を重ね合わせながら振り返り、開拓の歩みや、北海道が我が国の近代化に果たしてきた役割などを改めて発信し、道内外の多くの方々とともに理解を深めていく機会とすることも意義あることと考えます。

道は、北海道150年事業をどのように展開していくお考えなのか、伺います。

次に、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてであります。

韓国の平昌で開催された冬季オリンピックは、今月9日に開幕し、7競技、102種目が行われ、92の国や地域から約2900人の選手が参加し、17日間の熱戦が繰り広げられました。

日本は、金が4個、銀が5個、銅が4個、合計13個の、冬季オリンピックでは過去最高のメダルを獲得し、日本じゅうを熱狂の渦に巻き込みました。

大会では、道内出身選手の活躍が目立ち、スピードスケートの女子マススタートでは、幕別町出身の高木菜那選手が、団体パシュートでは、妹の美帆選手と、厚岸町出身の佐藤綾乃選手が加

わったチームがそれぞれ金メダルを、カーリング女子では、全員が北見市出身のチームのロコ・ソラーレの5人のメンバーが、それから、スキージャンプでは、上川町出身の高梨沙羅選手がそれぞれ銅メダルを獲得するなど、道民に夢と感動を与えてくれた道産子メダリストの検討を大いにたたえたいと思います。

こうした、記憶に残るオリンピックでしたが、開会式は屋根のない屋外での開催となり、報道では防寒対策が話題になったところでございます。

新しい高速鉄道が注目を集めました。交通アクセスの不十分さや、夜遅くに実施された競技では観戦席に空席が目立ち、盛り上がりに欠けた会場があるなど、大会運営や機運醸成への課題も指摘されております。

道では、現地に副知事と担当部長を派遣し、帯広市や倶知安町、ニセコ町とともに、日本オリンピック委員会が主催するジャパンハウスでのレセプションに参加し、札幌市と、2026年冬季オリンピックの招致に向けた人脈づくりや、北海道の魅力の発信に努めたとのことでございますが、今回の平昌オリンピックの視察等を踏まえ、道は、今後、どのように招致活動に取り組んでいくのか、そのお考えを伺います。

次に、観光振興についてでございます。

道では、観光振興を重点的な政策課題として位置づけ、新年度においても20億円を上回る予算措置を提案しておりますが、そのうちの7割を超える約16億円が、北海道観光振興機構が実施する国内外での観光プロモーション事業等への負担金となっております。

観光振興機構は、本道の観光振興に大きな役割を果たすことが期待される組織ですが、その職員のうちの約76%は、道と民間企業からの派遣職員等で占められており、プロパー職員は10名にとどまっております。

派遣職員の多くは、二、三年程度のサイクルで出身母体に戻ることであり、せっかく事業実施を通じて得られた経験やノウハウが観光振興機構のものとして蓄積されることが困難な組織構造となっております。

予算執行を通じた人材の育成やノウハウの蓄積が進まないのであれば、むしろ、道の振興局に予算を配当して直接執行することや、地域における観光振興のかじ取り役として活躍が期待される法人、いわゆるDMOに、プロパー職員の雇用を条件として支援するなど、予算執行を工夫する必要があると考えるところでございます。

道の観光予算が一過性のプロモーション経費として使われるだけではなく、事業実施を通じて、観光を担う人材の育成や地域の観光地づくりなどにも結びつくよう、執行方法を工夫すべきと考えます。

道は、今後の観光に関する予算事業の実施にどのように取り組むお考えなのか、伺いたいと思います。

次に、文化、スポーツの振興についてでございます。

国では、スポーツ庁、文化庁、観光庁の3庁連携を初め、関係省庁とも協働し、文化芸術資源

を活用した経済活性化、いわゆる文化GDP拡大の取り組みや、スポーツ・ツーリズム、大規模なスポーツイベント、合宿の誘致など、スポーツを核とした地域活性化に向けた取り組みを推進し、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年の訪日外国人4000万人を達成し、それによる地域経済等への波及効果を創出するとしております。

道においても、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックへの対応、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの札幌招致、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産への登録の推進や、日本遺産等、歴史・文化資源を生かした取り組みなどが求められており、これらの取り組み体制を充実して、地域づくりや観光振興につなげていく必要があると考えます。

本道の地域づくりや観光振興に向けて、道は、文化、スポーツの振興にどのように取り組んでいくお考えなのか、伺いたいと思います。

次に、ロシアとの交流についてであります。

一昨年の日ロ首脳会談を契機に、政府間の協議はもとより、日ロ両国の交流は新たな展開を見せており、特に、今年は、両国政府で、ロシアにおける日本年、日本におけるロシア年に位置づけるなど、日ロ間の交流機運はこれまでになく高まっております。

国レベルの一層の関係強化に向けては、地域間での交流推進が重要であることから、道では、これまで進めてきた極東地域との交流に加え、今年度から、モスクワやサンクトペテルブルクを中心とした、いわゆる欧露部との交流を本格的にスタートさせました。

昨年7月に開催された、ロシア最大級の総合産業博覧会のイノプロム2017に参加するとともに、同じく9月には、ロシア経済ミッションを招聘し、さらに、先月には、道として初となるロシア連邦議会議員団の招聘を実現させ、我々道議会議員も参加した意見交換会を開催するなど、欧露部において本道への理解を深めていただく取り組みが行われております。

こうした取り組みが始まったことは大変評価いたしますが、ロシア中央の政界や経済界などで本道の知名度が一朝一夕に向上するものではなく、これからも継続して取り組んでいくことが重要と考えます。

また、サハリンとは、友好・経済協力提携の締結から20周年という節目の年を迎え、同州を含めた極東地域との交流、とりわけ、さらなる信頼関係の構築に向けた取り組みは、北方領土問題を抱える本道にとってますます重要になってくるものと考えるところでございます。

道は、新年度において、欧露部や極東地域など、ロシアとの地域間交流をどのように進めていくお考えなのか、伺います。

次に、住宅宿泊事業についてでございます。

道は、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法の施行をこの6月に控え、民泊の実施を制限する区域や期間を定める条例案を今定例会に提案するとともに、3月15日からは、届け出の事前受け付けが始まるなど、民泊法に基づく宿泊事業が本道でもいよいよ本格的に開始されようとしております。

一方で、既に国家戦略特区制度のもとで先行的に民泊事業が認められている東京都大田区で

は、2016年1月から、区の認定で民泊事業が可能となっているにもかかわらず、認定を受けない違法民泊が後を絶たず、大手仲介サイトに登録された民泊施設の約40%は区の認定外と見られると報じられております。

こうした先行事例を見れば、本道においても、法に基づく民泊が認められるようになったからといって、届け出をしない違法民泊や、条例に定める制限が守られない事案が生じないとは言えません。

道民の良好な住環境を確保するとともに、新しい民泊ビジネスの育成や、ふれあい民泊を生かした地域の活性化といった、法や条例の制定趣旨を実現するためには、民泊法等の適正な執行が求められます。道はどのように取り組んでいくお考えなのか、伺いたいと思います。

次に、北海道交通政策総合指針についてであります。

道では、新幹線の札幌乗り入れが見込まれる2030年までを見据え、交通に携わるあらゆる関係者が協働し、本道のさらなる発展を支える交通ネットワークの実現に向けた政策指針の策定に取り組んでおります。

道民の足となる交通手段は、移動目的や距離、コスト負担の程度に応じて、鉄道、バス、航空機、船舶など、さまざまな形態をとって発達し、今日の交通ネットワークが形成されてまいりましたが、近年のモータリゼーションの進展や地域の人口減少傾向などから、このたびのJ R北海道の路線見直し問題に象徴されるように、従来の交通ネットワークで道民の足を支え続けることが困難な状況も見られるようになっております。

特に、運転免許を持たない学生や高齢者など、いわゆる交通弱者と言われる方々に大きな負担がかかる地域もふえてきており、こうした方々にも、手ごろで使い勝手のよい交通環境を提供していくことが、国や道を初めとする公共部門の重要な責務であると考えます。

そのためには、近年、急速な進歩を遂げている情報通信技術を初めとする技術革新の成果なども取り入れながら、従来の公共交通の枠組みにとらわれない柔軟な発想のもと、新しい交通システムの実現なども視野に入れながら、道民の足の確保に取り組んでいくことが重要であります。

道は、人口減少時代に対応し、道民がどこに住んでいても安心して暮らし続けることができる地域社会の実現のため、どのような交通ネットワークの形成に取り組むお考えなのか、伺います。

次に、J R北海道の路線見直しについてであります。

道の運輸交通審議会は、本道における今後の交通政策に関する指針について、昨年から検討を重ね、先日、知事に答申を行いました。

この中で、J R北海道の路線見直しに関しては、総合交通政策検討会議のワーキングチームによる検討結果を踏まえた、各路線ごとの方向性を示しており、これらを参考にして、将来を見据えた鉄道網のあり方について、国や道も参画し、さらに検討を行うことが必要としています。

このたびの答申では、道東や道北など三つのエリアを交通ネットワーク圏として設定していますが、人や物の流れ、地域間のつながり等を考慮すると妥当な考え方であり、個別の路線、交通

手段に限ることなく、一定の地理的な広がりや多様な交通手段の組み合わせをイメージしながら、いかに地域の交通ネットワークを形づくっていくかという視点が重要であります。

特に、貨物輸送については、答申にもありますように、全道的な課題として捉え、議論していく必要がございます。

知事は、JR北海道の路線見直し問題に関し、このたびの答申内容をどのように受けとめておられるのか、伺います。

また、知事は、この問題に関し、平成31年度の国費予算の概算要求を念頭に置き、平成30年度の前半に集中的に議論し、国の支援に向けた具体的な制度設計や調整を行い、今年7月までに公的支援の枠組みをまとめる意向を明らかにしたと報じられております。

JR北海道の島田社長も、年内に解決の方向づけを決着したいとの意欲を先日の委員会において表明され、国土交通大臣も同様の考えを明らかにされております。

この問題にかかわる関係者が足並みをそろえて課題解決に精力的に取り組まれることとなったことは、停滞していたこれまでの協議を促進する上で大変心強い展開であり、その成果に期待するものでございます。

地域においては、先ほど触れた答申で示された方向性などを参考にしながら、引き続き、線区のあり方について議論を進めていくことになると考えますが、国や道が検討する公的な支援の枠組みの具体的な内容が見えない中では、地域における協議にも支障を来しかねません。

道は、今後、地域との検討や協議、関係者による合意形成にどのように取り組むお考えなのか、伺います。

次に、道内空港の運営の一括民間委託についてでございます。

道では、本道の航空ネットワークを持続的に発展させるため、ネットワークの目指す姿とその実現に向けた方策を明らかにする北海道航空ネットワークビジョンの策定を進めております。

一方、道内7空港の運営の一括民間委託については、今後、事業者の公募から、一連の選定プロセスを経て、運営権者が決まることとなっており、実際に一体的運営が開始されるのは、ビジョン策定後の2020年度となることから、運営権者から提案される、空港間の連携に関する事業内容等をビジョンの中いかに反映し、取り組んでいくのが、今後の本道の航空政策を推進していく上で重要な課題になるものと考えます。

道は、こうした課題にどのように対処し、7空港の運営の一括民間委託を前提とした新たなビジョンの推進に取り組んでいこうとしているのか、伺います。

先般、一括民間委託の対象の7空港の管理者である国、道、旭川市、帯広市のトップによる会合が開催され、一括民間委託の事業概要を定める実施方針の基本的事項についての合意内容が公表されました。

道は、これまでも、地元の意向が一括民間委託のスキームに反映されるよう、地元の要望内容を北海道発の提案として取りまとめ、国に提出するなどしてまいりましたが、このたび4管理者間で合意した基本的事項について、北海道発の提案とのかかわりで、どのように受けとめている

のか、この合意を踏まえ、今後、道は、管理者である国や旭川市、帯広市、さらには各空港の地元自治体とともに、道内7空港の運営の一括民間委託の実現に向けて、どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

次に、河川の災害対策についてでございます。

一昨年に本道を襲った台風災害や、昨年の九州北部で発生した豪雨災害では、これまで水位計が設置されていなかった中小河川での氾濫が多数発生しており、洪水等の切迫した状況をタイムリーに把握し、住民の皆さんの適切な避難誘導に結びつけていくため、こうした中小河川における水位計の設置が喫緊の課題となっております。

こうした状況に対処するため、国は、洪水時の水位観測に特化した、低コストな危機管理型水位計の設置を推進することとし、道の管理河川についても、万が一の場合に、市町村の役場や老人福祉関係施設等が浸水するおそれのある583河川に新たに水位計を設置する方向で、調整が進められていると伺っております。

このことによって、道管理河川の約半数に水位計が設置されることになり、避難体制が大幅に強化されることとなります。

大雨災害から道民の生命を守る上で大きな役割を果たす水位計の一日も早い整備が望まれますが、道はどのように対応していくお考えなのか、伺います。

次に、道職員の確保などについてでございます。

最近の景気回復の動きや、人口減少、少子・高齢化の影響もあって、道内での新規学卒者の最新の就職内定状況は、高校卒業予定者で91%を上回り、大学卒業予定者についても、東北・北海道ブロックで84.6%に上るなど、好調に推移しておりますが、こうした傾向が道内の多くの業種で人手不足を招いており、道職員もその例外ではありません。

道の、大学卒業程度を対象とした事務系の採用試験では、合格者の辞退率が、昨年、一昨年と60%台で推移しており、職員確保に向けたより一層の取り組みが重要となっております。

総務省の調査では、行政エリアが広域化するほど辞退率が高くなる傾向があり、日本一広い行政エリアを抱える道庁が、将来を担う職員を確保していくためには、道職員として働くことの意義、やりがい、入庁後のキャリアパスなどを訴えていけるよう、働き方改革を含む人事面の幅広い改革を着実に進めていくことが重要と考えます。

道庁が、道民の負託に応え、適切にその役割を果たすためには、意欲に富んだ有能な職員の確保が欠かせません。

道は、安定的な職員の確保などに向け、どのように対処していくお考えなのか、伺います。

次に、民族共生象徴空間についてであります。

国が白老町で整備を進めている民族共生象徴空間は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化を学び伝えるとともに、新たなアイヌ文化の創造、発展につなげるための拠点となるものでございます。

2020年4月24日の開業まで、残り2年1カ月余りとなっており、国は、新年度予算に民族象徴

空間整備費のほか、開業準備経費を盛り込み、開業に向けた取り組みを加速することとしており、道においても、国と一層連携を強化して取り組むことが求められております。

道は、象徴空間の開設準備を着実に進めるための体制を充実し、イベントやPR活動等の取り組みを進めるとともに、象徴空間の安定的な管理運営に向けて、運営主体となるアイヌ文化振興・研究推進機構を国とともにしっかりと支えていく必要があると考えますが、どのように対応していくお考えなのか、伺います。

次に、道立高等看護学院についてでございます。

道は、平成30年度からの次期医療計画の策定に向けて、取り組みを進めておられますが、地域医療の提供体制の構築に向けた医療従事者の供給が大きな課題となっており、中でも、今後、在宅医療の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療を初め、保健や介護、福祉の現場で、さらには、予防、治療からみとりに至るあらゆる場面で大きな役割を担うこととなる看護職員の確保が重要な課題であると考えます。

道では、看護職員を養成するため、道内4カ所に高等看護学院を設置しており、その将来のあり方について、平成26年に、道立高等看護学院のあり方検討会議を庁内に設置し、検討を進めていましたが、国が、地域医療構想や医療従事者の働き方改革などの影響を見きわめるため、看護職員需給見通しの策定方針などの検討を先送りしたことにより、道のあり方検討も中断している状況にあります。

看護職員の養成は、将来の医療等を担う人材を確保する上で、潜在看護職員の復職支援とともに、極めて重要であります。

国が検討を再開する動きも出てきていることから、道としても、改めて、道立高等看護学院のあり方検討を進めていく必要があると考えますが、その見解を伺いたいと思います。

次に、児童相談体制の充実についてであります。

道警では、重大事態につながりかねない児童虐待事案の児童相談所への通報を徹底してきており、道の児童相談所における平成28年度の虐待相談対応件数は、27年度の約1.2倍、4800件余りと、過去最多を更新しています。

道では、児童福祉司や心理判定員の増員、弁護士配置などにより、児童相談所の機能強化を図っておりますが、児童相談所が所管する地域にはそれぞれ特性があり、特性に応じた対応が求められます。

道内8カ所に設置されている児童相談所は、どこも広範囲な所管地域となっており、中でも、室蘭児童相談所が所管する胆振、日高地域は広島県1県に匹敵し、室蘭市とは距離のある苫小牧市の人口増加に伴い、東胆振と日高地域の虐待相談対応件数が全体の約7割に達することなどから、これらの地域からは、苫小牧市に児童相談所分室の設置を求める要望等が繰り返し寄せられております。

道は、こうした地域の声を真摯に受けとめ、分室設置なども含めた児童相談体制の充実強化に向けて、議論を加速していく必要があると考えますが、その見解をお伺いたします。

次に、旧優生保護法についてであります。

旧優生保護法は、戦後の社会的環境を考慮し、優生学や、母性の生命、健康の保護の見地から、優生手術の対象範囲を拡大し、一定の人工妊娠中絶を認める目的で昭和23年に制定され、平成8年に母体保護法に改正されるまでの48年間に、全国で1万6000人、本道では2500人余りの方々に対し、本人の同意なしに、優生手術、いわゆる不妊手術が行われております。

この法律では、都道府県が、手術の必要性の適否に関する審査事務などを行い、本道では、全国で最も多くの方が手術を受けていますが、戦後間もない社会情勢のもとでの措置とはいえ、現在の権利擁護の考え方とは相入れないものと考えます。

他の都府県では、手術を受けられた方々の名簿や審査の際の資料が、一部、廃棄されずに残っている事例が明らかになり、道においても、そうした資料が保存されていることが判明したことから、先日、当時の優生保護審査会における優生手術の審査状況を取りまとめた資料が公表されたところでございます。

こうした資料は、当時のことをうかがい知る貴重な資料と考えますが、知事は、旧優生保護法のもとでの優生保護政策をどのように認識し、また、取りまとめた結果を踏まえ、今後、どのように対応していくお考えなのか、伺います。

次に、農業の担い手、労働力の確保についてであります。

本道は、我が国最大の食料供給地域であり、農業産出額は、昨年、1兆2000億円を超えるなど、農業は、地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たすとともに、生産された農産物は、地域の特色を生かしたブランド化等によって、国内外への販売が拡大しており、本道に新たな付加価値をもたらしております。

一方で、農家戸数の減少や高齢化による担い手の減少、規模拡大に伴う労働力不足が顕著になるなど、農業生産を支える人材不足への危機感が高まっています。

道は、これまで、後継者の育成や農外からの新規参入、法人化、企業参入の促進による担い手や労働力の確保に向けて、振興局ごとに、労働力確保対策会議などを通じて、取り組みを進めておられますが、依然として、少子化による新規学卒就農者の減少や、畜産分野等、一部で高い有効求人倍率が続いており、地域からは、国内に限らず、外国の人材の活用を求める声も出るなど、早急な対策が求められるところでございます。

このような中で、本道農業が、持続的に発展し、基幹産業として地域経済を支え続けていくためには、これまでの取り組みに加え、農福連携の推進、外国人技能実習生の受け入れ環境の整備、コントラクターやヘルパー組織の充実などの取り組みを総動員して対応していく必要があると考えます。

道は、地域における農業の担い手や労働力の不足の実態をどのように捉え、どう対応していくお考えなのか、伺います。

次に、主要農作物種子法の廃止についてでございます。

我が国における農業の競争力を強化するため、民間活力を最大限活用した、種子、種苗の開



発・供給体制を構築するとして、地方公共団体をシステムの中心に位置づけていた主要農作物種子法が3月末で廃止されます。

道は、これまで、同法のもとで、稲、麦、大豆の優良種子の生産と普及促進を図ってまいりましたが、地域や農業団体からは、今後の種子の安定供給に対する懸念が示されたことを受けて、昨年、北海道種子協議会に、種子生産の在り方検討部会を設置し、平成30年度は現行体制を継続することや、廃止に伴い生じる課題などを検討していくとしたところでございます。

本定例会には、主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例案が提案されておりますが、これにかわる新たな条例は予定されていないことから、4月以降の種子の安定供給に向けて、種子生産に係る計画の策定、優良品種の決定、種子増殖、圃場や生産物の審査などの取り扱いの根拠、予算措置の考え方等を明確に示しておく必要があると考えます。道は、具体的にどのように対応していくお考えなのか、伺いたいと思います。

次に、日本海漁業振興基本方針についてでございます。

道では、ホッケやスケトウダラ、スルメイカなど回遊資源が減少する日本海地域の漁業振興を図るため、平成26年に策定した日本海漁業振興基本方針に基づき、養殖業を柱とした各種取り組みを推進してきており、これまで、道内初の取り組みとなるイワガキ養殖を初め、新たな取り組み事例がふえるなど、栽培漁業の普及に向けた芽が着実に育ち始めております。

しかし、日本海地域においては、依然として、漁協組合員1人当たりの生産額が他の海域に比べて低い状況にあるほか、栽培漁業の占める割合が低く、漁業生産が不安定なことから、計画的に安定した生産が期待できる栽培漁業を一層普及し、漁業経営の安定を図っていく必要があると考えます。

昨年の第3回定例会における我が会派の代表質問では、日本海漁業振興基本方針の見直しに当たり、思い切った支援措置を講じるなど、日本海における取り組みの成果が、他海域でも成功事例として生かされ、本道漁業全体の振興に結びつけられるよう取り組むべきと指摘したところでございます。

道では、基本方針の改定に伴い、これを踏まえた新たな取り組みに関する予算を提案しておりますが、次期方針では、特にどのような点に重点を置いて取り組みを進めるお考えなのか、伺います。

次に、森林づくりを担う人材の育成機関の設立についてでございます。

本道では、地域の人口減少や高齢化が進む一方で、カラマツ、トドマツなどの森林資源が利用期を迎えており、森林を地域の大切な資源として適切に維持管理するとともに、持続的な林業生産活動を通じ、林業・木材産業の成長産業化につなげていくことが極めて重要な課題であると考えます。

我が会派では、森林づくりを支える人材の育成確保や人材育成機関のあり方などについて、定例会において質疑を重ねてまいりましたが、前回の定例会における我が会派の同僚議員の質問に、知事は、平成32年度を目途に、全国一の森林資源を有する本道にふさわしい人材育成機関の

設立に取り組む旨、答弁されております。

道では、昨年11月に、育成すべき人材像や教育内容、運営方法などのあり方に関する基本的な考え方を取りまとめ、これに基づく北海道立林業大学校基本構想案が先日の水産林務委員会で報告されておりますが、構想の中核をなす学校の運営形態や設置場所が示されておられません。

林業大学校の設立に関しては、既に、道内の10を超える地域や市町村から、要請、提案が寄せられており、めどとされる平成32年度の開校までの時間は限られていることから、早急な対応が求められております。

施設の設置場所や運営形態については、設置場所の要件、カリキュラムなどを踏まえ、透明性を確保して、合理的に検討を進める必要があると考えますが、道はどのように取り組んでいくお考えなのか、スケジュールも含めて、その見解を伺います。

次に、教育問題について伺います。

初めに、未来を担う人材の育成についてであります。

教育長は、教育行政執行方針の中で、北海道命名150年という節目に、先人が積み重ねた歴史を振り返り、その偉業に感謝し、託された貴重な財産を受け継ぐとともに、新しい価値を創造し、未来に引き継いでいくとの思いを示し、子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、多様性を尊重し、ともに支え合いながら、北海道を支える人材に育つよう、新しい教育計画のもとで取り組むと述べられております。

北海道は、今、人口減少や少子・高齢化が続く中、経済のグローバル化や、AI、IoTを初めとする技術革新など、社会の大きな変化に直面しており、こうした時代だからこそ、原点に立ち返り、未来の主役となる子どもたちが、本道の発展を支えるたくましい人材に成長していくことが何よりも重要であります。

教育長は、北海道が、人口減少を乗り越え、地域創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要との認識を示されておりますが、この節目の年に当たり、本道の未来を担う人材の育成に向けて取り組むべき課題をどのように認識し、どのように取り組んでいくお考えなのか、伺いたいと思います。

次に、学校における働き方改革についてでございます。

昨年3月に決定された国の働き方改革実行計画などを受けて、道教委でも、教員の長時間労働を是正するための取り組みを進めるため、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」を年度内に作成するとしております。

先日、文教委員会で報告されたアクション・プラン案には、部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置等による、本来業務に専念できる環境の整備、部活動休養日の完全実施等による指導負担の軽減、勤務時間を客観的に把握するシステムの構築等による、勤務時間を意識した働き方の推進など、具体的な取り組みが示されております。

道教委は、アクション・プランを実効性のあるものとするため、どのように取り組みを進めるお考えなのか、伺います。

国は、学校における働き方改革を着実に進めるため、来年度予算に環境整備費を盛り込み、取り組み状況等を一元的に管理する組織を整備するとしておりますけれども、こうした動きを踏まえ、道教委も、アクション・プランの一元的な管理、取り組みの検証や見直しなどを行う体制を整備し、道立学校における取り組みの促進を図るとともに、市町村教育委員会と機能的に連携し、市町村立学校の取り組みをしっかりと支援していく必要があります。

こうした課題にどのように対処するお考えなのか、体制の整備も含め、教育長の見解を伺いたいと思います。

最後に、公安問題について伺います。

本道における今年の刑法犯は、認知件数が12%減となるなど、全体として減少傾向にあります。こうした中で、高齢者の親心につけ込む卑劣な振り込め詐欺などの特殊詐欺が約60%増の307件、被害額は約52%増の6億6400万円に上るほか、会員制交流サイトを利用し、児童買春などの犯罪被害に遭うケースも増加するなど、最近の世相や通信技術の進歩などを背景とする犯罪が増加する傾向にあります。

また、交通事故についても、発生件数は全体として減少傾向にあるものの、高齢者が当事者となる事故の割合が高どまりしているほか、飲酒に伴う事故や違反が後を絶たないとお聞きいたします。

今年に入ってから、冬型の死亡事故が相次いでおり、改めて、交通事故の抑止に重点的に取り組む必要があります。

さらには、開催まで1000日を切った2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、テロ対策の重要性も増していると考えます。

道警察は、本年、こうした犯罪や事故、テロ等の抑止にどのように取り組み、道民の安全、安心を確保していくお考えなのか、新たに着任された道警本部長の御見解をお伺いしたいと思います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）自民党・道民会議、田中芳憲議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、今後の道政運営についてであります。道といたしましては、道政上の最重要課題である人口減少・危機突破に向け、地域が持つ価値や強みを最大限に引き出すことができるよう、産業の競争力の強化、安全、安心な地域づくりなど、各般の政策を進めてまいったところであります。

私といたしましては、インバウンドや道産食品の輸出額の拡大とともに、人口減の抑制に効果を上げる市町村もある一方で、少子化対策や人手不足、交通網の整備など、なお一層粘り強く取り組んでいくべき課題に直面していると認識をいたします。

グローバル化や技術革新が加速する中で、地域創生の成果を確かなものにするため、子育て支

援、医療、介護の充実など、道民の皆様方の暮らしの基盤整備、経済の活性化に取り組むとともに、未来や世界を見据え、将来を担う人づくりをさらに進め、アジアを初め、海外からの投資の呼び込みや新たな市場の開拓といった、世界の成長力を取り込む施策を積極的に展開していくなど、本道の持続的な発展に向け、全力を尽くしてまいります。

次に、地域創生に向けた今後の取り組みについてであります。道外への転出超過数は減少傾向にあるものの、転出超過を解消するためには、若者を初めとして、住民が、地域に愛着を持ち、住み続けたいと思うことができる施策を一層強力に展開していく必要があると認識いたします。

このため、道では、高等学校における産業教育やインターンシップなどのキャリア教育の充実のほか、若者が、地域の課題解決に参加し、関心を高める取り組みに加え、地域企業の生産性向上や働き方改革の推進を支援するなど、未来を担う若者が、地域で働き、暮らし続けることができる環境づくりを行うとともに、市町村等と連携を強化して、移住に関心を持つ首都圏在住者とのネットワークの構築などを通じ、地域に若者を呼び込むことによって、個性と活力に満ちた地域社会の形成につながるよう、重点的な取り組みを進めてまいります。

次に、持続可能な開発目標についてであります。国連で2015年に採択されたSDGsは、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に取り組み、持続可能な国際社会を目指そうとする開発目標であり、その理念と実現に向けた手法は、道の総合計画や創生総合戦略の目指す姿とも合致するものと認識をいたします。

道では、これまで、特定分野別計画の改定などの際には、できる限りSDGsの要素の反映に努めてきたところでありますが、このたび、国の創生総合戦略にSDGsが位置づけられたことも踏まえて、恵まれた自然環境や多様な地域資源などの価値をさらに磨き上げ、存在感を高めていくためにも、SDGsの実現に向け、早期に全庁横断的な体制を整備するとともに、新年度には、新たなビジョンの策定を目指すなど、安心して暮らせる地域社会の確立に向けて、一層の取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、人材の確保についてであります。本道においては、将来にわたり人口減少が見込まれ、人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞が懸念される中、力強い本道経済の構築に向けて、経済活動を支える人材の確保が重要な課題と認識いたします。

このため、道では、子育て女性の再就職支援やU・Iターンの推進など、多様な人材の確保に向けた取り組みを進めるとともに、ICTの利活用などによる省力化や業務の効率化、さらには、働き方改革の優良事例の普及による働きやすい環境の整備などを促進してまいる考えであります。

こうした取り組みの推進に当たっては、本道において、さまざまな業種で人手不足が顕在化してきていることから、新たな庁内連携体制を整備し、全庁が一体となって、北海道のPR施策とも連携しつつ、各種施策の総合的展開を図り、人材の確保に向けた取り組みを効果的に進めてまいります。

次に、財政運営についてであります。道では、これまで行財政改革に取り組んできた結果、縮小傾向にはあるものの、引き続き一定の収支不足が見込まれ、実質公債費比率も高い水準で推移する見通しにあるなど、道財政はいまだ脆弱な構造にあります。

このため、平成30年度においては、後半期における収支対策などに取り組み、収支均衡を図るとともに、財務体質の改善に向けた取り組みとして、減債基金を活用した計画的な繰り上げ償還を行うことにより、実質公債費比率の改善を図ることとしたところであります。

今後の財政運営に当たっては、収支均衡の財政運営に向け、引き続き、行財政運営方針に沿って行財政改革に取り組むとともに、将来負担比率の推移にも留意しながら、新規道債発行の抑制や、あらゆる財源を活用した繰り上げ償還を行うほか、公社への短期貸付金の見直しにも取り組むなど、財務体質の改善に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

次に、行政改革の取り組みについてであります。限られた組織人員体制の中で、人口減少問題やグローバル化などの道政上の諸課題に的確に対応するためには、内部業務の減量化を図り、より多くの資源を、道民サービスの向上に直結する部門に振り向けていくことが重要であります。

このため、新年度から、担当副知事をトップとする庁内横断的な推進体制を整え、夏までに内部業務減量化方針を策定し、複雑化した財務会計事務の全体的な見直しや、ICT利活用の一層の推進、庁内共通手続の一斉点検を行うとともに、内部調整プロセスの簡素化やペーパーレス化の推進など、道庁の仕事の進め方全般の見直しに努め、徹底した業務の効率化と、行財政資源の最大限の活用を図り、組織の生産性の向上につなげてまいります。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。人口減少や国内市場の縮小が懸念される中、力強い本道経済を構築していくためには、海外の旺盛な成長力を取り込んでいくことが重要であります。

このため、海外での北海道ブランドの高まりなどを背景に、販路開拓などの取り組みを進め、輸出拡大に努めているところであります。

私といたしましては、道外港を含めた輸出実態や平成30年までの輸出実績をきめ細やかに検証し、議員が御指摘のとおり、新たな目標を設定するとともに、輸出に取り組む事業者の機運の醸成や、安定的な生産、国際認証の取得の促進、物流・販売ルートの構築などを効果的に実施する戦略を策定し、さらなる輸出拡大に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、北海道150年事業についてであります。記念事業等を通じて、本道の歴史を初め、先人の努力や偉業を振り返り、感謝しながら、北海道のこれまでの歩み、文化、さまざまな魅力を広く発信し、文化や経済面などで幅広く理解や交流を広げていくことが重要と認識いたします。

150年事業のスタートに当たり、先般、映画界等と連携した企画により、北海道ゆかりの映画作品や映像などを活用して、明治期から現代に至る本道の歴史などを、テレビ放送を通じて道内外に発信いたしましたところであります。

今後、記念式典やシンポジウムなどにおいて、歴史や文化を題材とする事業の実施に当たっ

では、パートナー企業等とも連携しながら、発信力を強化し、150年事業の理解の促進を図るとともに、道民一人一人が北海道の誇るべき価値を共有し、これからの北海道づくりにつなげていくことができるよう取り組んでまいります。

次に、冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてであります。先日閉幕した、雪と氷のスポーツの祭典、平昌オリンピックにおいては、世界で躍動する道産子選手の姿に私自身も心を打たれたところであります。

道では、現地へ副知事と担当部長を派遣し、開会式の運営や競技施設の設置状況などの視察を行い、大会運営について把握をいたしましたほか、JOCが設置したジャパンハウスにおける北海道・札幌ブースにおいて、冬季オリパラの招致に向け、本道のすぐれたウインタースポーツ環境のPRを行ってきたところであります。

現在、大会招致に向け、札幌市が、IOCとの対話ステージに臨み、競技施設や運営方法等について協議を行っているところであり、道といたしましても、今回の視察で得られた知見やつながりなどを生かしながら、コストを抑えつつ、実りある大会の実現に向け、札幌市や関係自治体と緊密に連携調整を図るとともに、官民が一体となって招致に向けた機運の醸成に努めてまいります。

次に、観光振興の取り組みについてであります。外国人観光客を中心に、本道の観光客の入り込みが好調に推移をし、今後も観光需要の増大が見込まれる中、昨年11月に国から広域連携DMOの認定を受けた観光振興機構においては、地域DMO等の活動を支援するため、企画立案機能や事業推進機能の充実が求められているところであり、施策の企画立案から、その円滑な実施まで、効率的に業務を執行していく体制が必要と認識いたします。

こうしたことから、業務の推進に当たっては、観光振興機構と道との緊密な連携を図るとともに、地域の取り組みにおいては、振興局のかかわりを強めていくなど、執行体制の充実を図ることにより、地域の観光産業のかじ取り役を担うDMOの形成、確立に向けた専門人材の育成や、観光団体等が行う魅力的な観光地づくりを支援することとしているところであります。

また、道では、引き続き、民間企業等からの派遣職員の受け入れや、自主財源の充実と、専門的な知見を有したプロパー職員の確保に向けた検討を進めるよう促し、観光振興機構の執行体制の強化を図られるよう努めてまいります。

次に、文化、スポーツの振興についてであります。国では、昨年取りまとめた文化経済戦略や第2期スポーツ基本計画などに基づき、現在、文化芸術による観光振興やまちづくり、スポーツの成長産業化などに向けた各般の施策を強化しているところであります。

道においては、こうした潮流を捉え、歴史・文化資源を生かした地域の活性化や、縄文遺跡群の世界遺産への登録の推進、また、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック大会を契機としたスポーツ・ツーリズムの推進やスポーツコミッションの設立促進、障がい者スポーツの振興などに積極的に取り組んでいくこととしているところであります。

新年度に向けては、文化施策とスポーツ施策のそれぞれを専掌する局を設置するなど、推進体

制を充実強化するとともに、道内の自治体を初め、経済界や関係団体などと連携を強め、文化、スポーツを両輪とした未来創生に向け、地域づくりや交流人口の増大に取り組んでまいる考えであります。

次に、ロシアとの交流についてであります。日ロの交流年となる新年度は、食や健康、寒冷地技術など、私がこれまで示してきた五つの協力パッケージをさらに深めていく方向で、極東3地域との経済協力発展プログラムや、サハリン州との間で合意している友好・経済交流促進プランを改定し、交流を深化させていくこととしているところであります。

具体的には、友好・経済協力提携20周年となるサハリン州が実施する青少年冬季スポーツ大会への北海道選手団の派遣を初め、さまざまな周年事業を展開していく考えであります。

また、欧露部に向けては、5月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラムなどの機会を生かし、サンクトペテルブルク市やモスクワ州との地域間交流を本格化させていくよう取り組むことといたしております。

私といたしましては、こうした地域間交流により、地域同士の信頼関係の構築と相互理解の促進を図り、北方領土問題の解決、そして平和条約締結に向けた環境整備につながるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、民泊法への対応についてであります。民泊は、多様な宿泊ニーズに対応し、観光振興や地域の活性化につながることを期待されており、住民や観光客の安全、安心の確保を第一に、その適正な運営の確保を図ることが重要と認識いたします。

道では、法や条例の施行に向け、法令等の内容について十分な周知を図るため、事業者向けの手引を作成するとともに、国や保健所設置市、消防、警察などとの連携強化に向けた連絡会議を設立したところであります。

また、新年度より、観光部局に職員を配置し、札幌市と連携を強化して、事業者からの相談や届け出を初め、住民からの苦情、通報等に対応する窓口を設置するとともに、民泊を営業する届け出があった住所などをホームページで公開するほか、全ての住宅を対象に現地検査を実施するなど、無届け民泊への対応を行う衛生部局と連携のもと、法令違反や不適切な運営を行う事業者に対する徹底した指導、改善命令等を迅速かつ的確に行えるよう、実効性ある指導監督体制を整備してまいります。

次に、交通政策総合指針についてであります。本道においては、人口減少や高齢化が進行する中、JR北海道の事業範囲の見直しや、バスを初めとする生活交通の維持確保など、公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増している一方、近年、高齢によって運転免許を自主返納され、自家用車を運転することができない方も増加してきており、公共交通機関の重要性は今後ますます高まっていくものと認識をいたします。

こうした中、道といたしましては、このたび運輸交通審議会から答申があった交通政策総合指針の案に基づき、鉄道、バス、航空機、フェリーなど、交通モード間の連携による利便性の高い移動の実現や、人口減少のもとでも地域の暮らしや産業経済を支える安定的かつ持続的な交通、

物流の確保などを進める考えであり、自動車の自動運転やドローン輸送などの新技術の活用も見据えつつ、交通事業者、行政、道民の皆様一人一人がそれぞれの立場から役割を果たすとともに、あらゆる関係者が協働して、本道のさらなる発展を支える、世界を引きつけ、地域の未来をつくる交通ネットワークの実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、鉄道網のあり方についてであります。このたび運輸交通審議会から答申があった交通政策総合指針の案では、道内の鉄道網が直面する厳しい環境や、鉄道が果たしている役割などを踏まえ、将来を見据えた鉄道網のあり方が示されたところであり、今後、地域での検討協議を進めるに当たり、重要な道しるべになるものと考えるところであります。

道といたしましては、指針の案で示された考え方について、JR北海道はもとより、道や国も参画をし、地域の皆様と、おのおの実情や線区の特性を踏まえた検討協議をさらに加速させていく考えであり、あわせて、インバウンドの加速化、関係者の連携協働による持続可能な物流体系の構築といった全道的な課題への対応、シームレス交通などの重点戦略を積極的に推進するなど、関係機関との連携を図りながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、着実に取り組んでまいります。

次に、交通ネットワークに関する今後の取り組みについてであります。このたびの答申においては、持続的な鉄道網の確立に向け、おのおの線区のあり方等が示されたところであり、今後は、答申の考え方を参考に、地域の皆様と、最適な交通ネットワークの確立に向けた議論や、具体的な取り組みを一体となって進めていくことが必要と考えます。

国においては、JR北海道の事業範囲の見直し問題について、夏ごろまでに方向性を取りまとめていくとの考えを示しており、道といたしましては、今後、JR北海道の経営努力を前提に、最適な交通ネットワークの確立に向けた地域の取り組みについて、それぞれの実情に十分配慮しながら、市町村の皆様や交通事業者などとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、道議会での御議論もいただきながら、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めていく考えであり、概算要求の期限なども念頭に、国や市長会、町村会などとの協議を急いでまいります。

次に、航空ネットワークに関するビジョンの推進についてであります。道は、近年の外国人観光客の急増など、航空情勢の変化を踏まえ、本道の航空ネットワークの持続的な発展に向けて、関係者や道民などが一層連携協働して取り組むための航空ネットワークビジョンを本年度中に策定することとしているところであり、空港運営の一括民間委託に参加する民間事業者からは、このビジョンを踏まえた提案があるものと期待いたしているところでもあります。

道内7空港の運営の一括民間委託の取り組みは、ビジョン推進のための重要な取り組みであり、道として、今後選定される運営権者の事業計画を踏まえ、必要に応じて、ビジョンの見直しなど、柔軟な対応を行うとともに、先般設置した航空振興基金を活用しながら、道内13空港の航空ネットワークの充実強化を図ってまいります。

次に、道内7空港の運営の一括民間委託に向けた取り組みについてであります。このたび、



私と国交大臣、旭川、帯広の両市長の間で、道内7空港の運営の一括民間委託の実施方針に関する基本的事項について合意をしたところであります。

その内容は、マーケットサウンディングにおける事業者の意見を踏まえたものであるとともに、本道の広域観光の振興や道内航空ネットワークの充実について事業者から提案を受けることなど、北海道発の提案に即したものになっていると考えるところであります。

今後は、このたびの合意を基本とし、4管理者一体により、具体的な制度設計等に取り組むとともに、国とのより緊密な連携のもと、地元自治体を初めとする関係者の理解を深めながら、着実に手続を進めてまいります。

道といたしましては、こうした取り組みにより、道内7空港の運営の一括民間委託の円滑な実現を図り、道内航空ネットワークの充実強化により、道内外との人流、物流を拡大し、広域観光の振興や北海道全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、職員の採用についてであります。近年、官民が積極的な採用活動を展開する中、道の採用試験受験者には、国や他の自治体、民間企業等との併願者も多く、人材確保に向けた取り組みの充実が必要と考えるものであります。

道では、これまでも、採用試験の日程を前倒したほか、採用セミナーや道内外の大学等において、全道各地で活躍する若手職員の体験談を紹介し、広域的な政策を担っている道庁の役割や仕事の魅力への理解を深めてもらうなどの取り組みを進めてまいったところであります。

今後は、若手職員の専門性の向上など、キャリア形成の取り組み、さらには、ワーク・ライフ・バランスの確立や女性の活躍推進、道内の各勤務地の住環境など、福利厚生の実施といった、働きやすい職場づくりについても、SNS等を活用して発信するとともに、合格者に対しては、保護者を含めたガイダンスに加え、採用前の職場体験機会を設けるなどのフォローアップに取り組みながら、意欲と能力にあふれる人材の確保に一層努めてまいる考えであります。

次に、民族共生象徴空間についてであります。道では、これまで、2020年4月の象徴空間の開設に向け、官民を挙げた機運の醸成やプロモーション活動などを展開するほか、国、民間企業の方々と一体となったプロジェクトチームを設置し、象徴空間への誘客促進策や魅力的な演出など、開設準備の支援に取り組んでまいったところであります。

開設まで、残すところ2年となり、新たな運営主体が立ち上がることから、道といたしましては、こうした取り組みをさらに加速するため、アイヌ政策を専掌する部長相当職を配置するなど、総合的な推進体制を整備するとともに、道内、国内外への情報発信事業などを充実強化することとしているところであります。

また、周辺地域における受け入れ体制やアクセスの充実について、地元・白老町や経済界と連携をし、多面的にサポートするほか、象徴空間の安定した管理運営体制の構築が図られるよう、国や運営主体に対し、実効ある提案や協力を行うなど、道として積極的な役割を果たしてまいります。

次に、道立高等看護学院についてであります。道内4カ所の道立高等看護学院は、地域の保

健、医療、福祉に貢献する看護職員を養成する重要な役割を担っているところであり、そのあり方検討については、看護職員の需給見通しを踏まえて進めることとしているところでもあります。

こうした中、国において、看護職員の需給見通しの策定方針を平成30年度内に示すこととされたところであり、道といたしましては、道内の需給見通しの策定にあわせて、道立高等看護学院のあり方についての検討会議を新年度から再開することとし、医師会や看護協会などの関係団体、地元関係者の御意見もお伺いをしながら、看護職員に求められる役割の変化や働き方改革の動向なども十分に考慮し、検討を進め、将来の方向性を新年度内に一定程度示してまいる考えであります。

次に、児童相談体制の充実についてであります。道では、子どもたちが安全で安心して暮らすことのできる地域社会づくりのため、これまで、児童相談所の体制強化とともに、市町村に対する研修や職員派遣を行うなど、道と市町村が連携した相談体制の構築に努めてまいったところでもあります。

こうした中、虐待相談件数が増加する苫小牧市に対して、職員交流を初め、支援拠点整備への助言など行ってきたところであり、今後は、これらの取り組みに加え、より広域的な観点で、東胆振、日高地域における虐待対応の課題や、児童養護施設等の活用状況などの実態把握を行う必要があると考えるところであり、新年度、関係自治体等と道による地域連携会議を新たに設置し、地域特性を踏まえた児童相談体制の整備について、検討を加速してまいります。

次に、優生保護政策などについてであります。昭和23年に施行された優生保護法のもと、平成8年に母体保護法へ改正されるまでの間、本人の同意がない中で行われてきた不妊手術は、障がいのある方々への差別につながるものであり、今日の価値観とは相入れないものであると認識をすところでもあります。

道の本庁に一部保存されていた文書によりますと、当時の審査において、手術が適当と審査された方の8割が女性で、中には、未成年の方もいらっしゃったところでもあります。

私といたしましては、道内で2000人を超える方々に手術が行われたことに対し、御本人や御家族が大変つらい思いをされたことを重く受けとめ、真摯に向き合っていく考えであります。

保存されていた資料は、当時を記録した重要なものであることから、道として、将来にわたって保存をし、現存する記録が速やかに確認できるよう、情報を一元的に管理するとともに、心情に十分配慮した、御本人や御家族からの相談対応について、直ちに検討してまいる考えであります。

次に、農業の担い手や労働力の確保についてであります。農家戸数の減少、高齢化が進行する中、本道農業が、生産性や付加価値の向上を通じて競争力を強化し、持続的に発展していく上で、担い手や労働力の確保は極めて重要であると認識をいたします。

道では、農業大学校等による後継者の育成や新規参入の促進、農業経営の法人化など、多様な担い手の育成確保はもとより、優良事例の収集、発信など、雇用労働力の確保に向けた取り組みや、農福連携といった施策を講じているところであり、今後とも、一層の推進が必要と認識をい

たします。

このため、若者の就農意欲の喚起や就業体験機会の提供、農業者への就労環境改善の働きかけなど、農業を職業として選択してもらうための取り組みを強化しているほか、農泊を初め、農村ツーリズムを通じた農業への理解の促進に努めており、今後とも、関係機関・団体と一体となって、農業の担い手や労働力の確保に積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、優良な種子の安定供給についてであります。本道農業が、今後とも、我が国の食料の安定供給を担い、地域経済を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、稲や麦、大豆といった主要農作物の安定的な生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠と考えるものであります。

道といたしましては、原種及び原原種の生産に要する予算を確保するとともに、種子の生産、審査などに関して必要な事項を定める要綱や要領等の整備を進めているところであり、主要農作物種子法の廃止後においても、生産者の皆さんが安心して営農に取り組めるよう、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確保に万全を期してまいります。

次に、日本海漁業の振興についてであります。道では、これまで、後志、檜山地区をモデルに、ホタテ、ウニの養殖や、ナマコの加工などの取り組みを推進してきたところであり、厳しい漁業環境が続く中、こうした取り組みを一層拡大し、新たな生産体制づくりを急ぐ必要があると考えるものであります。

このため、日本海漁業振興基本方針の改定に当たっては、漁場の有効利用による生産規模の拡大を重点に位置づけ、ホタテなどの養殖と他の漁業を組み合わせた複合的経営の取り組みなどを支援してまいる考えであります。

さらには、観光業との連携による付加価値向上対策を強化するほか、アサリなどの養殖技術の開発普及を図るなど、取り組みの成果を日本海全域に広げ、漁業者が将来にわたり希望を持って漁業を営めるよう、漁業者や関係団体と連携をし、日本海の漁業振興に取り組んでまいる考えであります。

最後に、森林づくりを担う人材の育成機関の設立についてであります。道では、森林づくりを支える人材を育成するため、平成32年度をめどに、仮称であります。北海道立林業大学校を設立し、2年間の修学期間で、即戦力となり、キャリアアップが可能な実践教育を行うこと、オール北海道による人材育成を進めることなどを基本構想案として取りまとめたところであります。

道といたしましては、道議会での御議論はもとより、有識者や道民の皆様方から幅広く御意見をいただくとともに、地域から寄せられた御提案などを十分に踏まえ、その拠点となる施設や、産学官、地域との連携協力による道内各地の森林の活用、さらには、実践教育に必要な川上から川下までの一貫したカリキュラムや運営体制など、具体的な姿を早急に示すことができるよう、検討を進めてまいる考えであります。

その他の御質問に関しましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇）河川の災害対策に関し、水位計の整備についてであります。豪雨時などにおきます水位情報は、住民への避難勧告等の判断に当たって重要でありますことから、道では、国の方針を踏まえまして、583河川に、危機管理型などの水位計をおおむね3年間で計画的に設置することとしておりまして、このたびの補正予算を活用するなどいたしまして、平成28年8月の台風などにより氾濫した河川などから整備を進めることとしたところでございます。

今後とも、道民の皆様方の安全、安心な暮らしが守られるよう、国へ要望するなど、必要な予算の確保に努めますとともに、減災対策協議会を活用し、水位計の設置位置や運用方法などにつきまして、国や市町村と速やかに調整を図りながら、可能な限り早期の設置を進め、迅速かつ円滑な避難を支援する防災情報の充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）自民党・道民会議、田中芳憲議員の代表質問にお答えをいたします。

教育問題に関し、まず、未来を担う人材の育成についてでございますが、本道教育においては、グローバル化や情報化の進展といった社会の変化に対応し、子どもたちの学力、体力の向上、いじめや不登校への対応、安全、安心な教育環境の整備、さらには、北海道命名150年を踏まえ、本道の歴史や文化、芸術等への理解を深める取り組みの推進が重要であると認識いたしております。

このため、新年度においては、ハワイ州との交換留学など、国際理解教育の充実や、本道の偉人を題材とした「きたものがたり」を活用したふるさと教育の推進、高校生による、農林水産業や地域課題をテーマとする実践的な研究などを通じた職業教育、キャリア教育の充実、さらには、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、学校における働き方改革の推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

道教委といたしましては、子どもたちが、さまざまな社会変化にも果敢に挑戦し、本道の輝く未来と幸福な人生をつくり出していけるよう、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携を図りながら、教育の充実と、そのための環境整備に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」の取り組みについてでございますが、学校における働き方改革は、学校はもとより、道教委、市町村教育委員会、さらには、家庭、地域などを含めた全ての関係者が思いを一つにして取り組んでいくことが重要であります。

このため、道教委においては、このたび作成するアクション・プランのもとで、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにすることを目標として、部活動指導員やスクールサポートスタッフといった専門スタッフ等の配置、校務支援システムの導入などを進め、毎年度、取り組みを検証し、改善を図るとともに、道教委、市町村教育委員会、学校の役割を明ら

かにし、PTAと連携して、保護者や地域の方々の理解を得ながら、道内の全ての学校において働き方改革を進めてまいる考えでございます。

最後に、働き方改革の取り組み体制などについてでございますが、道教委では、学校における働き方改革を早急かつ着実に進めるため、新年度から、教育部長を座長とし、本庁の局長、課長及び14の教育局長で構成する、仮称ではありますが、学校における働き方改革実現本部を設置するとともに、14管内に、教育局と各市町村教育委員会で構成する、学校における働き方改革を進めるための会議を設置するほか、アクション・プランの取り組みの推進状況を一元的に管理するグループや、部活動指導の負担軽減の取り組みを担うグループを新たに設置することといたしております。

今後は、国の動向や、道立学校はもとより、市町村立学校における取り組み状況を見きわめながら、学校、家庭、地域、市町村教育委員会と緊密に連携し、庁内が一丸となって、学校における働き方改革の実現に力を尽くしてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）1月18日付で警察本部長に着任いたしました和田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

自民党・道民会議、田中芳憲議員の代表質問にお答え申し上げます。

本年の道警察における活動方針についてであります。平成29年中の道内の治安情勢については、道警察が認知した犯罪の発生件数は戦後最少で、交通事故による死者数は、現行の交通事故統計の記録がある昭和22年以降で最も少ない数となるなどの改善が見られます。

一方で、おれおれ詐欺などの特殊詐欺の被害や、少年の福祉を害する犯罪などが増加したほか、高齢者が被害に遭う交通事故の割合が依然として高く、いまだ飲酒運転による悲惨な交通事故がなくなるなどの課題も認められます。

このような情勢を踏まえ、本年は、犯罪の起きにくい社会づくりや、重要犯罪等、道民に不安を与える犯罪の徹底検挙、交通死亡事故の抑止、テロの未然防止など八つの活動重点を掲げ、道内の治安維持に当たることといたしております。

特に、特殊詐欺につきましては、徹底した検挙活動はもとより、被害に遭いやすい高齢者とその家族に対する戸別の防犯指導を推進するほか、金融機関やコンビニエンスストアにおいて、窓口での注意喚起、ATMの振り込み制限、電子マネー購入者に対する声かけなどの御協力をいただくなど、関係機関・団体との連携を一層強化してまいります。

また、コミュニティーサイト等の利用に起因する福祉犯被害につきましては、児童買春、児童ポルノ事犯などの取り締まりを強化するとともに、関係機関・団体と連携し、携帯電話販売店に対して、いわゆる改正青少年インターネット環境整備法によるフィルタリングの説明や有効化措置を確実にを行うよう働きかけるなど、被害防止対策を推進してまいります。

交通死亡事故の抑止につきましては、高齢者宅の訪問活動による安全指導、夜光反射材の普及

促進など、高齢者が交通事故の被害に遭わないための対策を推進するほか、飲酒運転の取り締まりも強化してまいります。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を控え、関係機関との連携により、大規模な集客施設等のソフトターゲットへの対策を重点に、テロの未然防止に万全を期してまいります。

道警察といたしましては、こうした取り組みについて、的確な情報発信に努め、道民の皆様の御協力をいただきながら、犯罪や事故のない、安心して暮らせる北海道の実現に向け、全職員が一丸となって、現下の諸課題に全力で取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 田中芳憲君。

○50番田中芳憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長及び警察本部長から、それぞれ御答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり、指摘を交えて、再質問をさせていただきます。

初めに、人手不足対策についてであります。

多くの道内企業が必要な人材の確保に苦慮している状態は、本来獲得できるはずの利益を失うこととなり、企業の成長や発展にとって大きな制約要因になります。

この問題は、単に企業経営にかかわるだけでなく、北海道の基幹産業である1次産業においても、担い手不足、働き手不足が深刻の度を増しており、知事が掲げる、北海道の強みを生かし、海外の成長力を取り込むという成長戦略にとっても大きな制約要因となりかねません。

このため、道では、新たな庁内連携体制を整備し、全庁一体で各種施策の総合的な展開を図ることですが、その際に特に留意すべき点は、地方創生の取り組みとの連携、連動です。

道内で生まれ育ち、教育を受けた若者の多くが、就職や進学などをきっかけとして、本道を離れる状況が続いております。

このような将来を担う若い人材の流出を食い止め、本道に戻っていただく取り組みが重要であり、そうした取り組みと、道内で、人手不足、担い手不足となっている業種の企業、団体とのマッチングによる道内企業への就職や新規就労の促進を連携させ、施策の相乗効果を高めることが特に重要であります。

そのためには、部局間の連携を密にし、施策、事業を有機的に関連づけて展開する、細かで精度の高い調整機能の発揮が欠かせません。

新たに設けられる連携体制が、形だけでなく、真に実効あるものとなるよう、知事の強いリーダーシップの発揮が求められることを指摘しておきます。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。

ただいまの御答弁で、道産品の販路拡大に向け、新たな目標の設定や戦略の策定に取り組むことのお考えが示されました。本道の強みを生かし、海外の成長力を取り込むための効果的な戦略となることを期待するものでございます。

特に、新たな輸出目標については、その水準もさることながら、新たな目標が、販路拡大に取り組む道内企業の裾野の拡大や機運の醸成に資するものでなければなりません。

そのためには、為替の動向や市況に左右されることなく、実際に、どのような方面に、どのような道産品が輸出され、その量的な動向がどのように推移しているのかがわかる内容とするなど、それぞれの企業の経営戦略に具体的に役立つ指標としていくことが必要であります。

数字がひとり歩きするだけの輸出目標にとどまることのないよう、十分留意すべきことを指摘しておきます。

次に、道立高等看護学院についてでございます。

地方の病院において看護職員の確保が困難な状況にある中、旭川、江差、紋別、網走の四つの道立高等看護学院は、これまでに多くの看護職員を養成し、道内各地の医療機関における看護職員の確保に重要な役割を果たしていますが、今後も、これらの地域では、民間養成施設の増加が見込めないことなどから、道立高等看護学院がその役割を担っていく必要があると考えます。

道立高等看護学院のあり方検討会議が平成27年10月に取りまとめた現状と課題では、看護教育に必要な実習施設の安定的な確保が、医師、看護師の不足などから難しくなっている状況や、施設によっては、老朽化、狭隘などによる教育環境劣化の懸念が示され、これらへの対応が課題として挙げられていますが、特に、紋別や旭川の施設は、建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、建物診断や必要な修繕を行い、良好な教育環境を確保していく必要があると考えております。

道は、道立高等看護学院のあり方について、中断していた検討会議を再開し、新年度内に将来の方向性を一定程度示すとのことでありますが、検討に当たっては、これまでのあり方検討会議で取り上げられている課題もしっかりと受けとめられ、本道の医療を担う若者たちの養成機関としてふさわしいものとなるよう検討すべきであることを指摘しておきます。

次に、主要農作物種子法の廃止についてでございます。

主要農作物種子法の実施に関する条例の廃止後の、稲や麦、大豆の種子の安定供給に向けての対応について伺ったところ、原種及び原原種の生産に要する予算を確保するとともに、種子の生産、審査などに関して必要な事項を定める要綱や要領等の整備を進め、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確保に万全を期するとの答弁でございました。

昨年8月の常任委員会で報告されております、主要農作物種子法廃止後の本道における種子生産の対応方向では、新たな体制の検討には時間を要することから、新年度は、現行体制を継続し、国の動向等を踏まえながら、本道における種子供給のあり方を検討するとしております。

具体的には、道が担ってきた役割は今後も道が担っていくことを基本としつつ、平成31年以降に向けて、優良品種数の整理、増殖対象品種の選択ルール、一部地域に限られている品種の種子増殖等への民間活力の導入、その指導・審査対応などを検討するとしており、この検討を加速する必要があると考えます。

道内の生産者が安心して営農に取り組めるよう、道は、安全で優良な種子の安定供給に向け

て、担うべき役割を早期に明確化し、そのために必要な体制や予算をしっかりと確保して取り組んでいくことを指摘しておきます。

最後に、J R北海道の路線見直しについてでございます。

昨年末に、道や道内の市町村団体、経済団体、医療・教育関係団体などオール北海道で、国の支援を求める要望書を提出し、J R北海道の島田社長も、先日の特別委員会で、そうした、国に支援を求める基本的な考え方には賛意をあらわしておられますが、最終的な支援策を見出していくまでの道のりは平たんではありません。

支援策の検討に向けては、まず、J R北海道がどのような経営ビジョンを持っているのか、今後明らかにする必要があると考えますが、先日の特別委員会でのJ R北海道の説明では、路線見直しの方向性が見えてからビジョンを示すとの考えを明らかにしています。これでは、地域が納得できる支援策はなかなかまとまらないと言わざるを得ません。

知事は、支援策の検討について、概算要求の期限なども念頭に、国や市長会、町村会などとの協議を急いでまいるとの答弁でありましたが、地域における協議を加速させるため、支援策の具体的な内容を一日も早く明らかにするとともに、J R北海道には、早急なビジョンの取りまとめを求めるべきと考えます。知事の御見解を伺いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）田中芳憲議員の再質問にお答えをいたします。

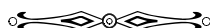
J R北海道に関する今後の取り組みについてであります。J R北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、利用促進や経費節減、さらには、収益が見込める鉄道事業以外の事業の育成など、具体的な取り組みを行うとともに、経営の見通しについても早期に示すことが不可欠と考えるところであり、道といたしましては、J R北海道に対し、こうしたビジョンの取りまとめを強く求めるとともに、最適な交通ネットワークの確立に向け、国や市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、さらに検討を進めてまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 田中芳憲君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩



午後 1 時 開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

梶谷大志君。



○40番梶谷大志君（登壇・拍手）（発言する者あり）民進党・道民連合議員会を代表して、知事、教育長、道警本部長に順次伺ってまいります。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

新年度予算の重点政策は、地域創生、人づくり、世界を見据えた挑戦の3本柱とされており、このことは、SDGsの考え方をベースに、知事から示された方向性とのことであります。

SDGsは、国連が2015年に策定をした持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた目標であり、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など、17の目標が定められております。

一つ一つの目標は極めて重要なものであり、今後の国際社会がひとしく目指すべきものではありますが、新年度の重点政策にどのように生かされたのか、判然といたしません。

とりわけ、SDGsの最初に掲げられている貧困問題については、我が会派が、子どもの貧困対策として、繰り返し、積極的な取り組みを求めてきていますが、知事の対応は極めて鈍く、果たしてSDGsの理念や考え方に知事がどの程度の理解があるのか、疑問であります。

知事は、SDGsに掲げる17の目標をどのように受けとめ、そして、道の政策、特に重点政策にどのように反映したのか、お伺いをいたします。

次ですが、知事の4期目の看板政策として打ち出されてきた人口減少対策は、来年度で最終年を迎え、対策だけではなく、成果が求められております。このたびの道政執行方針でも、「地域創生の成果を確かなものにする」とのことではありますが、道の施策がどれほどの効果をもたらしているのか、定かではありません。

創生総合戦略ではKPIを設定しておりますが、知事は、KPIの数値だけではなく、総合的な施策効果等の検討を行う必要があるとの認識を示しております。

予算の重点政策では地域創生の成果を語りながら、成果が求められる場面においてはKPIでははかれないということでは矛盾ではないでしょうか。

知事は、これまでの施策でどのような地域創生の成果を得たと考えているのか、お伺いをいたします。

また、知事が成果と考える内容を速やかに道民にわかりやすい形で示すべきと考えますが、あわせて所見をお伺いいたします。

道における産業振興の位置づけについて伺います。

経済的な豊かさをあらわす指標である1人当たりの県民所得について、北海道は全国で34位と、依然として低迷し続けており、知事が力を入れる経済政策の分野でも結果は出ておりません。

これまで、エネルギー政策を初め、国の政策転換の影響を大きく受けてきた地域ではありますが、地域の産業育成という面では、その対応は不十分なまま推移してきたと指摘せざるを得ません。

国の対応に左右されることなく、道が担うべき政策分野として存在感を示し、産業政策を充実

し、その上で、雇用の創出や地域の所得向上を図るべきと考えます。

これまでの取り組みをどう評価し、今後、どのように産業振興を位置づけ、対応しようとするのか、所見を伺います。

道内で深刻化する人手不足に関し、国任せ、あるいは道庁内部の縦割りに陥ることなく、重点的かつ総合的な対策の取り組みを再三求めてきたところであります。

知事は、人手不足が課題となっている業種の担当部局も含め、全庁を挙げて働き方改革の取り組みを積極的に進めるとしております。

しかし、新年度の重点政策では、多様な人材の活躍促進と呼び込みの強化といった柱立てで、女性、若者などの就業促進を図ろうとしておりますが、果たして、重点的、総合的な取り組みとなっているのか、明らかではありません。

新年度においては、人手不足対策を最重点化し、全庁を挙げて取り組む体制を早急かつ具体的に構築すべきと考えますが、所見を伺います。

知事公約に基づき策定をした食の輸出拡大戦略では、平成30年に1000億円を達成するとしておりますが、この金額は道内港からとされ、道外港を経由するものは除かれております。

これまで、戦略の策定に際し、道外港を含めないことについて指摘してまいりましたが、目標の発射台、つまり、何を輸出額と捉えるかは、戦略の一番のかなめであり、これがぶれるようなことがあっては、施策の立案も、その効果の検証もままならないこととなります。

このたびの重点政策の食の輸出拡大戦略の推進では、1000億円という数値の記載がなく、また、知事からも具体的な説明はありません。

知事は、1000億円という目標の達成のめどが立っていない中、道外港を含めて目標達成とするようなことはないのか、認識を伺います。

また、目標最終年となる新年度予算に、関連事業費として約5億3000万円を盛り込んでおりますが、どのような具体の取り組みにより1000億円の目標を達成しようとするのか、認識をお伺いいたします。

北海道150年事業は、先日のキックオフイベントによって幕をあげました。

しかし、あくまでも、松浦武四郎翁の提案により北海道と命名されてから150年なのであり、それ以前からアイヌ民族が住んでいた土地であります。今もその認識は変わらないのか、所見を伺います。

また、節目の事業としながら、単発のイベントが並んでいるようにしか見えず、知事が申される、今後の50年、100年を見据えたものとは到底言いがたいものであります。所見を伺います。

次に、公共交通の確保について伺います。

鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議から示された「北海道の将来を見据えた鉄道網（維持困難線区）のあり方について」の内容は、JR北海道が提示をした、単独では維持困難線区の方向性と酷似しております。対象線区の評価について述べるだけで、道内全体の鉄道網のあり方に対する道としての考え方が示されておられません。

依然として、道としての主体的な考え方が示されていないことへの認識を伺います。

交通政策総合指針案では、JR北海道が単独では維持困難な線区に関して、地域における負担について言及をされています。

これまで、国は、JR北海道の経営安定基金の運用益の低下に対して、十分ではないまでも、20年近くにわたって経営支援を行ってきました。

道も、国に対して新たな支援を含めて要請しているときに、地域における負担について、その理由も明らかにしないまま言及したことについて、知事の認識を伺います。

ワーキングチームフォローアップ会議の報告書は、対象となる13線区の取り扱いに、事実上、濃淡をつけ、一定の方向づけをしたものであります。

しかし、この報告を踏まえても、道としては、まず、これまでの鉄道網の存続を基本に施策を進めていくべきと考えます。

今後の線区の方向性の考え方について、知事の所見を伺います。

フォローアップ会議の報告書では、線区の維持に向けては地元の負担が必要となることを盛り込んでいますが、この負担等について道が支援を行うことも含んでいるのか、判然といたしません。

また、一昨日のJR北海道の参考人招致で、島田社長は、自助努力を前提に、国の支援を求め、自治体に御負担をいただくという考え方を示しております。

今後の線区の維持について、地元の負担が強く求められる状況となっておりますが、地元の負担と道の支援策との関係についてどのように考えるのか、知事の所見を伺います。

参考人招致で、JR北海道は、上下分離については、国の支援を引き出すために、既存の制度として一般的なものを紹介したと、その考え方を明らかにしました。

一方で、JR北海道は、国の支援を受けることを前提に、道と緊密に連携し、道と同じ考え方に立って検討を進めるとも述べましたが、まるで道の検討にげたを預けるかのような印象が拭えないものであります。

支援を求める当事者のJR北海道がこのような姿勢では、国や道において一体どのような支援策を検討できるのか、疑問であります。

今後、どのようにJR北海道と協議をし、国や道の支援方策を取りまとめようとするのか、所見を伺います。

また、JR北海道は、具体的内容を示すことなく、自助努力を強調していましたが、道として、どの程度の規模で自助努力を求めていくつもりなのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、空港運営の民間委託について伺います。

道内空港の運営の民間委託については、国、道、旭川市、帯広市の4管理者において、実施方針の作成に向けて作業が進められ、先日、基本的な事項について合意されたところであります。

これまで、一括で運営開始と思われていましたが、基本的事項では、新千歳空港が先行して平成32年6月ころから、旭川空港が同年10月ころから、女満別空港を含むその他の空港が平成33年

3月ころからと、段階的に民営化が進められることとされました。

なぜ、段階的に進められ、時間を必要とすることになったのか、伺うとともに、段階的に進めることによる問題は生じないのか、あわせて伺いをいたします。

このたびの基本的事項について、国交省は、北海道全体のさらなる観光振興に向けてと説明しており、国主導により、このたびの民間委託が単に観光振興一辺倒で進められることとならないのか、懸念をされるところであります。民間委託される7空港と、そのほかの6空港を合わせた13空港全体の航空ネットワークの充実を見据え、民間委託は進めなければなりません。

今後策定される実施方針や民間委託への移行などについて、国に対し、改めてその役割を認識させるため、どのように調整、連携を図っていくとするのか、知事の認識を伺います。

昨年第4回定例会において、基本的な方針が曖昧なまま、道内空港を強化するためとして、北海道航空振興基金が設置されました。空港民営化に関し、北海道空港への出資を解消した際の株式売却額の24億円を原資としたものであります。

しかし、新年度の予算案では、基金をどのように活用したのか、判然といたしません。基金の取り扱いと基本的な考え方について、所見を伺います。

次に、行財政運営について伺います。

新年度予算案は、従来型の対策が継続されているものの、歳出削減の緩和といった方針転換がなされております。また、職員の人件費削減を来年度で終了することも明らかにいたしました。

知事が就任以来、取り組んできた道の行財政改革は、まさに削減一辺倒というものであります。巨額の収支不足を大義名分に、あらゆるものが削減され、その負の影響は、職員の確保を初め、道の行財政運営全般にあらわれているのであります。

平成33年度以降は、収支が大幅に改善する見通しとなっており、歳出削減路線の出口が見えたかのように推計しておりますが、知事は、道の財政について危機的な状況は脱したと考えるのか、これまでの財政健全化に向けた取り組みへの認識も含め、所見を伺います。

これまで、道は、持続可能な行財政構造の構築を旗印にして行財政改革を進めてきましたが、実態は、予算の収支合わせに腐心し、将来への負担の先送りという構造自体は解消できておりません。

また、この間、道債残高が目標とされたこともありますが、目標達成に向けた真摯な姿勢はなく、達成を強弁するだけで、実態とはかけ離れ、結果は曖昧なままであります。

今回、道が新たに示した将来負担比率の推移では、比率は順調に低下していく見通しとなっておりますが、新たに財務体質の改善という方向性を打ち出すのであれば、今後、どういった水準を目指し、どのように改善に取り組んでいくのか、明確にする必要があります。

道の財務体質の改善の方向性、具体の目標と成果をどのように考えるのか、知事の所見を伺います。

知事は、道政執行方針において、少子化の流れに歯どめをかけ、安心して産み育てたいという希望をかなえる環境整備に向けて取り組みを進めるとのことです。

しかし、その裏づけとなる予算は継続事業が中心となっており、人口減少の克服に向け、新たな政策展開、施策の充実を図ろうとする意欲が感じられません。

一方で、道内の市町村では、独自の取り組みにより、着実に人口の増加に結びつく例も出てきており、そうした先進事例では、子育て支援に重点的な対策が講じられております。

子育て支援は、住民に近い基礎自治体である市町村の創意工夫が重要であります。道も、先進事例を謙虚に学び、みずからの政策展開に柔軟に反映していく必要があると考えます。

子育て支援施策はこれまでの継続事業で十分なのか、道内の市町村の取り組み事例も踏まえ、今後の施策の充実強化に向けた知事の所見を伺います。

次に、地域医療対策について伺ってまいります。

知事は、地域医療を最重要課題としていますが、道内格差は広がるばかりであります。分娩のできない地域が解消されないばかりでなく、医師の都市部への偏在も増えています。誰もが住みなれた地域で暮らし続けることが目標だとしておりますが、地方では十分な医療も受けられなくなっているのが現状であります。

医育大学に地域枠を設けましたが、旭川医科大学では地域枠を返上する事態になっており、来年度から本格的に導入される専門医制度により、その傾向に拍車がかかるのではないかと懸念をされるところであります。

医師確保及び地域医療提供体制の現状を知事はどう認識しているのか、また、この状況をどのように改善し、道内の医療を守っていくのか、所見をお伺いいたします。

次に、介護人材の確保について伺います。

高齢化の進行により、今後とも介護ニーズが増加していくことは明らかであります。先ごろ公表された道の調査結果では、道内のどの地域でも、また、事業所の規模にかかわらず、介護事業者が人材不足を感じているとの結果が示されました。

介護分野での人材不足はまさに深刻であり、介護職員の不足により、サービスを縮小せざるを得ない事業者も出てきています。このままでは、サービス提供体制に支障を来すことが想定され、早急に人材確保策の強化を打ち出すべきであります。

しかし、新年度予算案では、シニア層などを活用した人材確保策の予算が減額となるなど、危機意識を持っているのか、甚だ疑問であります。

現在の取り組みを継続するだけで、介護分野における人材不足が解消されると考えるのか、その見通しについて、認識をお伺いいたします。

旧優生保護法下において実施された、優生思想に基づく優生手術及び不妊手術について、1949年から89年にかけて、本人の同意なしに強制的に行われた方が道内で2593人に上り、全国で最も多いことが明らかとなりました。

被害は極めて重大であり、国家的な人口政策を目的とする法の存在自体が、社会の偏見、差別の温床であったことは明らかであります。

こうした強制手術は、かつて世界各国でも実施されていましたが、スウェーデンやドイツは、

国として正式に謝罪及び補償を行い、国際機関である自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会  
が、必要な法的措置を求める勧告を行っているのであります。人間としての尊厳、人道的な観点  
に立っての適切な措置が求められるところであります。

旧優生保護法に対する知事の認識を伺うとともに、こうした方々にどう寄り添い、役割を果た  
そうとするのか、所見を伺います。

先月末に札幌市内で発生した共同住宅での火災は、非常に痛ましい事故でありました。

この住宅は食事などを提供していたため、札幌市は、これまでに4度、社会福祉施設としての  
届け出をするように求めていましたが、いずれも対応がなく、防火対策についても、資金的に余  
裕がなかったと運営会社は述べているのであります。

このたびのような、生活に困窮した高齢者、障がい者が多く入居している、社会福祉施設とし  
ての法的位置づけがない施設は、全国で一番多い307カ所であります。

まず、この状況をどのように受けとめているのか、認識を伺います。

また、このような施設については、防火、防災の注意喚起だけではなく、確実に安全な環境を  
整えなければならないはずです。

道は、実態を把握し、安全、安心に生活することができるよう対策を講じるとのことでありま  
すが、具体的にどのように取り組もうとするのか、所見をお伺いいたします。

次に、新エネルギー導入加速化基金事業についてお伺いをいたします。

道は、道営電気事業の収益金を活用した新エネルギー導入加速化基金を創設し、5年間で60億  
円、また、将来にわたり100億円規模の取り組みを行うとしているところであります。

その目的については、省エネ・新エネ促進条例に基づく行動計画における新エネルギーの数値  
目標の達成に向け、取り組みの加速が必要であると説明をし、平成29年度は、約12億円を基金に  
積み立て、全額を取り崩し、各種事業を展開するといたしました。

執行見込みは約7億円で、約5億円を余し、新年度予算案では、基金事業を約9億円とし、新  
たに基金に積み立てる額を約4億円としておりますが、なぜ12億円ではなく4億円となったか、  
その理由についてお伺いをいたします。

毎年度、12億円規模の事業展開から、かなり事業が縮小されることとなりますが、基金設置時  
に想定した取り組みにおくれなどが生じていないのか、平成29年度事業の評価、新年度予算の事  
業の取り組みについてお伺いをいたします。

これでは、新エネルギー導入事業の規模の、5年間で60億円、将来にわたり100億円というの  
は達成されるのか、疑問が生じるところであります。

今後の基金の積み立て及び事業の計画、予定額について具体にお伺いをいたします。

次に、国際交渉についてであります。

現在、TPP11及びEUとのEPAと、国際交渉が進んでいます。そんな中、国の、農林水産  
物の生産額の影響の試算をもとに、道も影響額を公表しましたが、そこでは、TPP11で約312  
億円から約495億円、EUとのEPAでは約214億円から約529億円と、生産減少額が試算されま

した。そのほとんどが牛乳・乳製品や肉類などへの影響額であり、甚大な影響が予想されます。

国は、関税削減等の影響で生産額の減少が生じると認識をしつつ、体質強化対策による生産コストの低減や経営安定対策のほぼ全てに対して、TPP11及びEUとのEPAへの対策費として予算措置を講じ、それにより国内生産量は維持されるとしているのであります。

道も、こうした交渉を批准ありきで受け入れているような姿勢がうかがえ、北海道の酪農や農業を守らなくてはならないという、その姿勢が問われているのであります。知事としての認識を伺います。

また、影響を受ける生産者に対して、どう向き合い、説明をされるのか、所見をお伺いいたしたいと思います。

次に、農業政策についてお伺いをいたします。

道は、これまで、農作業の省力化を図る圃場の大区画化、あるいは、生産コストの低減を図る生産基盤整備を進め、また、中山間地域など生産不利地への対策を講じるなど、規模や地域に関係なく営農ができるよう、事業を行ってきております。

しかし、国際情勢の変化により、本道農業に強い懸念が生じているのであります。家族営農が主体だった農業、農村が国際競争の波にのみ込まれ、合理化、大規模化についていけない農家は離農に追い込まれてしまうのではないかと危機感が聞こえます。

知事は、美しい農村景観を守り、道民生活や地域経済を支える基幹産業としてきましたが、今後もそれらをどうやって守っていこうとするのか、所見を伺います。

次に、林業分野での人材育成についてお伺いをいたします。

利用期を迎えている本道の豊富な人工林資源の循環利用を推進し、林業生産活動を活発化させることは、人口減少、高齢化が進む山村地域で雇用の場を確保し、地域経済の活性化を図る上で重要となっております。

これを実現するためには、林業・木材産業に関する総合的な知識と技術を有し、将来、地域の中核となる人材の育成確保が大きな課題であります。

我が会派は、林業分野での人材育成について質疑を重ねてきたところであり、第4回定例会の質問に、知事は、平成32年度をめどに、林業大学校など、新たな人材育成機関を設立するための基本構想を今年度末までに策定するとし、このほど基本構想案が取りまとめられました。

今後、林業大学校など人材育成機関の設立に向けて、どのように取り組むのか、所見をお伺いいたします。

次に、漁業の新規就業者対策について伺います。

道は、北海道水産業・漁村振興推進計画に基づき、漁業生産や新規就業者数の目標を定め、各種対策を取り進めていると承知するところであります。

平成9年度に、全道に3カ所あった研修所を鹿部町に集約してから今年度で20年を迎え、漁業後継者などを対象とした技術指導や資格取得研修など、各種取り組みを進めてまいりました。

これまで多くの修了者を送り出し、また、関係団体と連携して、現場での長期研修、就業に関

する相談、情報提供などの役割を果たしております。

しかし、持続的に新規就業者を確保していくためには、道と市町村、漁協など地域の関係者が連携をして、これまで漁業に接していない人たちも新規就業者として受け入れ、一人前の漁業者になるまで、トータルでサポートをしていく新たな視点が必要と考えます。

今後の新規就業者対策についてどう進めるのか、所見をお伺いいたします。

次に、働き方改革についてお伺いをいたします。

先般、厚労省が、働き方改革関連法案の施行日の一部を当初の案より1年延期する方針と報じられたところであります。過労死、過労自殺、所得格差の拡大などが深刻化している中、残業規制や同一労働同一賃金がさらに1年も先送りされることは許されません。

また、政府が、残業規制、高度プロフェッショナル制度、不適切なデータの使用などが発覚した裁量労働制などについて、一本化した法案で処理しようとしているのは問題であります。

道の働き方改革推進方策への影響も予想されますが、施行日先送りを知事はどう受けとめているのか、所見を伺います。

働き方改革を進めるとしながら、実際は、社員に定時退社や年休取得を促すだけの企業が少なくないのであります。電通では、新入社員の過労自殺を受けて、労働環境の改善に着手した以降も、社員が、仕事を自宅に持ち帰る隠れ残業を余儀なくされていたことが明らかとなっているのであります。

残業時間が減少し、年休取得率が向上すれば、一見、働く方々の業務負担が軽減されたような印象を受けますが、隠れ残業のように、過重労働が形を変えて続くようでは、問題は解消されないものであります。

知事は、どのように改革の実効性を確保していくのか、認識を伺います。

改正労働契約法により、4月から、有期契約労働者の無期雇用への転換が本格的に始まります。報道によれば、対象者は全国で450万人にも上ると言われ、また、労働団体の調査では、有期労働者の多くが、内容を知らなかったと回答しており、無期雇用への転換が、労働者本人の申し込みが要件であることからすると、周知、啓発が急務であります。

また、道内企業でも、対応が進んでいるところがある一方で、非正規労働者の雇用を安定させるという法の趣旨を逸脱する、ルール逃れと見られる動きもあります。

4月からの本格適用が迫っているわけではありますが、知事は、どのように課題を認識し、どう対応していくのか、所見をお伺いいたします。

次に、職業訓練について伺ってまいります。

地域の人口減少、人手不足への対策は、待ったなしの喫緊の課題であり、そのためには、地域の産業に即した技術、技能の継承が重要であります。

そんな中、認定職業訓練校が中小企業などで行う事業内職業訓練が非常に重要な役割を担っているわけでもあります。現在、道内では22校で、新年度には1校ふえると承知をしておりますが、3校が休校状態となっております。



道は、認定職業訓練校に対して補助を行っておりますが、補助単価は据え置かれ、各認定職業訓練校においては、研修内容の充実拡大が図れないなど、支援は必ずしも十分とは言えません。

知事が本気で、地域の人口減少、人手不足対策に取り組むのであれば、これら認定職業訓練校に取り組む中小企業等の機能を強化するとともに、その数もふやしていくことが必要であり、そのためには十分な支援が必要と考えます。

知事は、地域の技術、技能の継承、強化を図るため、今後、認定職業訓練校に対し、どのように支援をしていくのか、所見をお伺いいたします。

道の認可団体である北海道職業能力開発協会は、道内の職業能力の開発促進、職業能力の評価、技能の振興などに取り組むとともに、各認定職業訓練校を指導助言する重要な団体であり、道からも、補助金などによる支援が行われているところであります。

各地域の認定職業訓練校の強化拡充を図るためには、職業能力開発協会と道との連携の強化を図るとともに、協会の体質、ガバナンス等、体制強化を図る必要があると考えます。

知事は、各地域の認定職業訓練校の強化拡充に向け、職業能力開発協会の役割や位置づけをどう捉え、今後、どのように連携を強化していくお考えなのか、所見をお伺いいたします。

次に、観光施策について伺います。

観光振興に係る新たな財源確保策について、道の観光審議会から、宿泊税方式での導入を検討すべきとの答申がありました。観光インフラの整備拡充などが課題ではありますが、施策への直接的なメリットが少ないと受けとめる道民が多ければ、新税導入への理解を得ることは難しくなります。

今後の具体的な制度設計に当たり、道民が納得し得る観光施策の進め方や税の具体的な用途の検討は十分になされているのか、所見を伺います。

検討されている宿泊税方式は、設定する税額にもよりますが、負担感は比較的低いとされるものの、消費税増税や、来年1月から導入される国際観光旅客税などで、観光客に影響が出ないようにしなければなりません。知事の認識と対応についてお伺いをいたします。

次に、北海道観光振興機構についてお伺いをいたします。

我が会派は、これまで、観光振興機構の自立した経営に向け、自主財源の確保を継続して求めてまいりました。

これまでは、検討会議を設置し、年度末をめどに、新たな自主財源の確保に向けた事業を立案することでしたが、その検討状況はどのようになっているのか、どの程度の財源確保が見込まれているのかも含め、所見をお伺いいたします。

新年度予算案では、観光振興機構への補助金、負担金は約15億7000万円で、昨年度とほぼ同額となっております。これでは、自立した経営を積極的に促しているとは到底言いがたいものであります。

新年度を含め、今後の観光振興機構の役割、あり方についてどう考えるのか、知事の認識をお伺いいたします。

次に、民泊について伺ってまいります。

本年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い、来月には住宅提供者の届け出が開始されることになっていますが、準備状況について伺いをいたします。

民泊の実施に際しては、法令や道条例の周知が適切になされ、まず、スタート時に違法な無許可営業を誕生させない取り組みが重要となりますが、どのように進めようとするのか、所見をお伺いいたします。

また、違法民泊抑止のための民泊業者の情報の公開は、住民や観光客の安心、安全の観点からも欠かせませんが、道としてどのように情報の公開を行うのか、あわせて伺いをいたします。

次に、IRについて伺いをいたします。

一昨年、IR推進法が成立し、これをもとに、現在開会中の通常国会においてIR実施法案の提案が見込まれております。

知事は、これまで、道内でのIR設置について、まだ判断できる状況にないとの考えを繰り返して示しながら、道民のIRへの理解を深めるためのセミナーを開催するなどしてまいりました。

知事は、これまでの取り組みで道民理解が得られたと判断しているのか、得られなかったと判断しているのか、所見をお伺いいたします。

IRに関する国の検討では、申請は都道府県等が行う方向で検討が進められていると承知をするところであります。

IR実施法が成立すれば、新年度中にもこうした動きが出てくると考えますが、道内への設置の是非についての判断、また、複数の候補地をどのように選定していくのか、今後のスケジュールもあわせて所見をお伺いいたします。

次に、防災対策、危機管理について伺ってまいります。

新たに、私立学校施設の学校法人等が行う耐震化に対して一部を補助する支援事業が創設されました。

まず、道内の私立学校における耐震化の現状はどのような状況か、伺いをいたします。

また、この事業の制度化によって、私立学校での耐震化がどのように改善されると見込んでいるのか、あわせて伺いをいたします。

北海道警察との共同による防災ヘリの24時間運航体制の確保に向け、操縦士などの養成、ヘリの購入、格納庫や事務室などの整備に約28億円の予算が計上されております。

このことで、早期の24時間運航の再開に向け、どのような成果を求め、今後のスケジュールを見込んでいるのか、伺いをいたします。

また、総務部危機対策局が所轄していた体制については、道警とどのような連携体制になるのか、認識をお伺いいたします。

繰り返される北朝鮮のミサイル発射等で、道民の間にも不安が広がっております。ところが、道が平成29年度に実施したのは、道内2カ所での訓練と、啓発用の漫画をつくることにとどまっているのであります。

避難行動の周知や情報伝達体制を強化するとの考えを示しておりますが、新年度は、住民の命を守る対策がどのように予算として反映され、事業を計画しているのか、所見をお伺いいたします。

政府は、国民保護法に基づいて、都道府県に避難施設の指定を求めています。北海道では、学校施設や公園、町内会等のコミュニティー施設がほとんどであります。法律で指定することができるという理由だけで、こうした施設を指定したように見受けられ、着弾対策の施設として本当に大丈夫なのか、疑問が生ずるところであります。

これら避難所をどのように道民に周知し、また、避難所指定に向けた民間企業との連携はどのような状況となっているのか、知事の所見をお伺いいたします。

松前町の無人島、松前小島に漂着した北朝鮮の木造船の乗組員1人が結核に感染していましたが、国の具体的な指針がないことから、地元では、今後、同様のケースが生じた場合の感染症対策に苦慮しております。

松前町などでは、今後の漂着時には、職員はマスクなどで防護し、住民にも近づかないよう周知するなどしておりますが、自治体には防護服などの備えはなく、不安を持つ住民も多いと承知するところでもあります。

こうした不安を解消し、感染症を水際で食い止めるために、知事はどのような対策を講じようとするのか、所見をお伺いいたします。

次に、北方領土問題について伺います。

2月6日に日ロ次官級協議が行われ、北方四島における共同経済活動や北方墓参、さらに、5月に行われるとされる日ロ首脳会談に向けて、次のステップに進むための作業部会の開催などが合意されたとしております。

しかし、最近の日ロ両政府の対応を見ると、北方領土の返還に向けて前進が見られるのか、極めて不透明であります。

国民、そして元島民の悲願である北方四島返還の実現に向けて、道として、これまでの活動や要望がどこまで達成されていると認識しているのか、知事の所見をお伺いいたします。

新年度予算に盛り込まれている、日ロの幅広い関係強化と、さらなる経済交流の拡大を図るためとする、国と連携した欧露部での経済フォーラム等への参加、サハリン州との青少年交流を具体にどのように進めようとするのか、お伺いをいたします。

また、それらが、今後の円滑な北方墓参、ビザなし自由訪問の拡大にどのように成果をもたらすのか、その認識をあわせてお伺いいたします。

次に、アイヌ政策について伺います。

白老町において民族共生象徴空間の建設が進む中、アイヌ民族に対する理解の促進の取り組みも行われております。

しかし、アイヌ民族に対する道民の理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあると考えます。

1997年にアイヌ文化振興法が制定されましたが、あくまでも文化振興であって、生活及び教育支援は十分とは言えないものであります。

アイヌ文化振興法に対する評価を伺うとともに、新たな法の制定に向けての知事の所見をお伺いいたします。

民族共生象徴空間の年間来場者数を100万人としておりますが、その実現に向けたハードルは高いと言わざるを得ません。こうした入場者数ありきの考え方は、象徴空間を北海道観光の一部として位置づけるだけで、本来の意味とはかけ離れたものではないかと懸念をするものであります。象徴空間の開設に向けた機運の醸成も十分とは言いがたい状況であります。

今後、どのようにアイヌ政策を進めていこうとするのか、所見をお伺いいたします。

次に、札幌冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてお伺いをいたします。

平昌オリンピックが2月25日に閉幕したところであります。

その一方で、札幌市は、2026年の冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けて、JOCとともに、IOCに対して開催計画を説明しているのであります。招致に向けては、地元の盛り上がり、経費の節減が求められるところであります。

地元の盛り上がりについては、札幌市のみならず、全道民的な盛り上がりをつくっていく必要があると考えますが、道として具体的にどう取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

また、経費の節減という観点からは、道内各地にある施設を利用した広域開催も検討されているところであります。

札幌市と各自治体との調整に道として果たす役割も大きいと考えますが、どのように対応しようとするのか、所見をお伺いいたします。

次に、飲酒運転の根絶について伺います。

飲酒運転による悲惨な事故を踏まえて、平成27年に、議員提案で、北海道飲酒運転の根絶に関する条例が制定され、新年度予算でも関連予算が計上されているところであります。

しかし、残念なことに、飲酒運転に起因する重大事故は、なおも後を絶ちません。

そうした中、先日、道職員が酒気帯び運転で検挙されたところであります。飲酒運転の根絶を願う道民の気持ちを逆なでするものであります。

こうした事例がなおもやまないことへの知事の所見をお伺いいたします。

次に、教育課題について伺います。

新年度予算案にも、学力向上にかかわる施策が盛り込まれています。学力向上は大切なことではありますが、画一的な授業方法や、全国学力・学習状況調査の結果の向上のための加配事業などでは、子どもたちがみずから学ぶ力や、教師の創意工夫ある授業実践を奪うものだと考えます。

現在の学校における教育活動が、子どもたちがみずから学ぶ力を育てるものになっているのか、認識をお伺いいたします。

福井県議会では、福井県の教育行政の抜本的見直しを求める意見書が採択されました。

同県の学力日本一の維持が、教育現場に無言のプレッシャーを与え、教員、生徒の双方のストレスの要因だと指摘し、日本一継続自体が目的化し、本来のあるべき姿が見失われていないかを検証すべきとするものであります。

また、義務教育課程の目的の再認識や、過度の学力偏重を避けること、硬直化を招くことがないよう改めることなども求めております。

この意見書への所感と、本道で進める教育施策では、福井県で懸念されるようなことはないのか、所見をお伺いいたします。

真の学力向上を目指すのであれば、全国学力・学習状況調査の活用方法を改めて見直し、少人数学級を実現し、子ども一人一人に目が向く教育の実現、教職員がみずから考える研修機会の充実などを進めるべきと考えますが、所見を伺います。

夜間中学の実施にかかわる検討費が、新年度予算案にやっと盛り込まれました。先延ばしをすればするほど、就学機会を失った方々に対する学習権の保障ができなくなるものであり、早急な設置が必要と考えます。

設置に向けた検討状況や、就学者の対象をどの範囲まで広げるつもりなのか、所見をお伺いいたします。

道徳の教科化を踏まえ、全道各地で研究会や研修会が開かれております。

こうした中、道教委主催の道徳授業パワーアップ研究協議会で、講師が、道徳の授業が進まなかった理由として、あたかも特定の団体に問題があるかのように捉えられかねない説明をしたとのことであります。

公的な研修の場において特定の団体名を出されたことに対する認識、そして、道教委は事前に講演内容を把握していたのか、認識を伺います。

また、今後、どのような対応をとられるのか、所見を伺います。

次に、学校における時間外勤務解消に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」は、数値目標や具体的な取り組みが一定程度示されたものの、その実効性には懸念も残るところであります。

アクション・プランを実行する前段として、まずは、道教育委員会の意識改革が求められると考えますが、意識改革にどう取り組むのか、所見をお伺いいたします。

また、アクション・プランを実効性あるものとするために、市町村教育委員会との連携も求められます。

プランの進捗状況の把握のための体制整備についての認識をお伺いいたします。

今後の学習指導要領の改訂は、時数増加や新たな教科の増設など、学校にさらなる負担を強いものとなっていきます。これまでの、研修時間の確保、質の向上などでは到底対応できないものと考えます。

負担増に対するさらなる具体の解消方策について伺います。

最後に、大規模災害時等の対処について、警察本部長に伺ってまいります。

政府の地震調査委員会は、昨年12月、千島海溝沿いの地震活動について、今後30年以内にマグニチュード9クラスの超巨大地震が発生する確率を7%から最大40%とする長期評価を公表し、超巨大地震の発生が切迫しているとの認識が示されました。

東日本大震災に匹敵する災害となれば、避難や救助活動も相当な困難が予想され、厳冬期であれば、なお一層困難をきわめると想定されます。

今回の長期評価の公表を受け、道警察は、想定される大規模災害の発生にどう備えるのか、所見をお伺いいたします。

また、近年は、地震だけでなく、大雨、台風、大雪など、大規模な自然災害が発生をしております。住民の避難誘導、救出、救助、行方不明者の捜索、交通規制、被災地の治安維持など、警察が果たす役割は多岐にわたり、迅速かつ的確な対応には、さまざまなケースを想定した訓練が必要不可欠であります。

道警察では、どのような点に配慮した訓練に取り組んでおられるのか、所見をお伺いし、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）民進党・道民連合、梶谷議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、重点政策についてであります。SDGsの理念と実現に向けた手法は、道の創生総合戦略や総合計画の目指す姿とも合致するものであり、新年度の重点政策においても、SDGsの開発目標を踏まえ、子どもの確かな成長を支える環境づくりや、多様な人材の活躍促進と呼び込みの強化などの施策を掲げたところであります。

こうした中、子どもの貧困対策については、子どもたちの居場所づくりを初めとした支援に加え、新たに、多様な分野の関係者によるネットワークを振興局単位で構築し、地域の実情に応じた取り組みを進めることとしておりますなど、私といたしましては、こうした施策を効果的かつ着実に展開し、SDGsが目指す本道の持続的な発展を図ってまいる考えであります。

次に、人口減少対策についてであります。道では、人口減少・危機突破を道政の最重要課題として位置づけ、市町村との連携のもと、創生総合戦略に基づき、さまざまな取り組みを進めてきたところであり、道外への転出超過は続いているものの、人口減少数が緩和された、あるいは人口増に転じた市町村もあるなど、各般の施策の効果が徐々にあらわれてきていると認識をいたします。

今後は、各地で見られるこうした動きをさらに多くの市町村にも広げ、本道全体の人口減少の抑制につなげることで、地域創生に向けた実績をより具体的なものにするとともに、幅広い機関で構成される創生協議会での議論を経て公表している創生総合戦略の推進管理においても、その実績を、数値化も含め、できるだけわかりやすくお示しし、道民の皆様と共有しながら、一層効果的な施策の展開につなげてまいる考えであります。

次に、本道経済の活性化についてであります。道では、公的需要に支えられた経済構造からの転換を図るため、これまで各般の施策に取り組み、食や観光分野での北海道ブランドが浸透す

るとともに、ものづくり産業の裾野が広がってきたところでもあります。

人口減少問題に直面する中、消費の縮小などによる地域経済への影響が懸念されており、この危機を突破していくためには、企業の競争力を強化し、付加価値の向上を図っていくことが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、今後とも、地域資源を活用した商品開発や食の輸出拡大への支援、外国人観光客の誘客促進、さらには、創業支援や事業承継の円滑化など、地域の実情を踏まえた施策の展開に努め、地域経済を牽引する企業の創出や地域産業力の底上げを図り、力強い本道経済の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、人材の確保についてであります。将来にわたり人口減少が見込まれ、人手不足の一層の深刻化が懸念される中、力強い本道経済の構築に向けて、経済活動を支える人材の確保が重要な課題と認識いたします。

このため、道では、多様な人材の確保に向けて、子育て女性の再就職支援やU・Iターンの推進といった取り組みを進めるとともに、省力化、効率化などによる生産性の向上、さらには、働き方改革の優良事例の普及による就業環境の整備などを促進してまいりたいと考えております。

さまざまな業種で人手不足が顕在化してきている中、こうした取り組みの推進に当たり、全庁が一体となって各種施策の総合的展開を図るため、新たな庁内連携体制を整備し、人材の確保に向けた取り組みを効果的に進めてまいりたいと考えております。

次に、食の輸出拡大戦略についてであります。海外の成長力を取り込み、力強い本道経済を構築するため、道では、食の輸出拡大戦略を策定し、各般の施策を積極的に展開しているところであります。

私といたしましては、海外でブランド力が浸透してきた道産食品の安定的、効率的な商流・物流網を構築するなどして、現行の戦略目標の達成に向けて取り組んでまいります。

新年度においては、これらの取り組みを加速させるため、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大や安定的な生産、国際認証の取得促進、海外販路の開拓などに全力で取り組むとともに、新たに、EUにおけるホタテの市場調査を実施するほか、タイや香港の拠点機能を強化するなどして、北米も含めて、北海道の食と文化が一体となった売り込みを展開し、海外ニーズや環境の変化に的確に対応しながら、道産食品の輸出を一層拡大してまいります。

次に、北海道150年事業についてであります。本道には、縄文文化、アイヌ文化などの長い歴史や独自の文化があり、中でも、アイヌの方々は、自然と共生しながら、固有の文化を発展させてきており、150年事業は、こうした歴史を振り返り、受け継いできた財産を次の世代につなげていくことを理念としております。

今後実施が予定されている記念の事業では、子どもたちに最先端の科学技術を伝える機会の提供のほか、全道各地の大学等と連携して、学ぶ楽しさを伝える取り組みなどを実施することとしているところであり、こうした事業をつなぎながら、将来を担う子どもたちの夢や希望を育み、命名150年の節目の年が未来に語り継がれるよう取り組んでまいります。

次に、公共交通の確保に関し、鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の報告についてであります。このたび運輸交通審議会から答申があった交通政策総合指針の案については、有識者を初め、国、市長会、町村会、JR北海道やJR貨物から構成される鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議において、副知事も参加しながら、昨年2月、鉄道ネットワークワーキングチームが公表した、鉄道網のあり方に関する6類型を基本に、道内の鉄道網が直面している厳しい事業環境や鉄道が果たしている役割のほか、地域における鉄道の活用方策等の検討協議の状況などを踏まえ、鉄道網のあり方について集中審議を行い、取りまとめたものであります。

道といたしましては、このたびの答申を踏まえ、道議会において御議論をいただきながら、年度内に道の指針として決定する考えであり、鉄道事業者はもとより、道や国も参画をし、地域において、おのおの実情や線区の特性を踏まえた、さらなる検討協議を行ってまいる考えであります。

次に、持続的な鉄道網の確立についてであります。国においては、極めて厳しい経営状況にあるJR北海道に対して、これまで数次にわたり支援を行ってきたところであり、JR北海道の経営再生のためには、こうした経緯を踏まえ、引き続き国が中心的な役割を担う必要があると考えるところであります。JR北海道の危機的な経営状況を踏まえ、これまでどおり、鉄道事業者の取り組みや国からの支援だけで、持続的な鉄道網を確立することは難しく、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、地域においても可能な限りの協力、支援を行うことが重要と考えるものであります。

道といたしましては、こうした考えのもと、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を行いながら、駅の魅力や利便性の向上、観光施策と連携した鉄道利用の促進など、線区の実情や特性を踏まえた取り組みを市町村の皆様と進めるとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めてまいります。

次に、鉄道網のあり方についてであります。このたび、鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の報告に基づき、鉄道網のあり方を示した交通政策総合指針の案においては、個別の線区について、存廃など、直接結論を出すものではなく、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を全道的な観点から明示したところであり、

道といたしましては、今後、道議会において御議論をいただきながら、年度内に決定する道の指針を踏まえ、JR北海道はもとより、道、国も参画をし、地域の皆様と、おのおの実情や線区の特性を踏まえた検討協議をさらに加速させていくことが重要と考えているところであり、関係機関との連携を図りながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、道の支援等についてであります。人口減少に伴い、利用者の減少が進む中、JR北海道においては、今後とも危機的な経営状況が見込まれているところであり、これまでどおり、鉄道事業者の取り組みや国からの支援だけで、持続的な鉄道網を確立することは難しく、JR北海



道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、道と市町村が一体となって、可能な限りの支援、協力を行うことが必要と考えるところであります。

道といたしましては、こうした考えのもと、JR北海道が実施する鉄道運行の安全性の確保や、利便性、快適性の向上に向けた設備投資、修繕などの取り組みに対して支援を行ってまいりる考えであり、引き続き、道議会での御議論や地域における検討状況などを踏まえながら、国、市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、さらに検討を進めるとともに、国や市長会、町村会などとの協議を急いでまいります。

次に、本道の航空ネットワークの充実強化についてであります。民間委託の対象の7空港は、これまで各管理者がそれぞれに管理し、航空路線の誘致についても各自治体等が行っていたところですが、これらの空港を一括して一つの事業者が運営することにより、空港間の緊密な連携が図られ、広域分散型の本道における地域の経済や暮らしを支える航空ネットワークの発展に資すると考えるものであります。

このため、今般合意した基本的事項においては、道内航空ネットワークの充実についても事業者から提案を受けることを確認したところであり、また、今回策定される航空ネットワークビジョンも、入札参加者の事業提案において参考とされるよう期待をいたしているところであります。

今後は、4管理者の一層緊密な連携のもと、実施方針等を策定し、すぐれた提案を行った意欲ある事業者を選定し、道内航空ネットワークの充実強化につなげてまいりたいと考えるものであります。

次に、行財政運営に関し、まず、財政健全化についてであります。道では、これまで、多額の収支不足が発生する中、道政上のさまざまな課題へ対応しつつ、赤字再建団体への転落を回避するため、歳入歳出の全般にわたるあらゆる収支対策に取り組み、収支不足も着実に改善してきていると認識をいたします。

しかしながら、道財政は、平成30年度以降も、縮小傾向にはあるものの、依然として収支不足が生ずる見通しでありますことから、削減率などを緩和した上で、必要最小限の歳出削減等に取り組むこととし、給与の独自縮減については30年度をもって終了することとしたところであります。

今後の財政運営に当たっては、行財政運営方針に沿って、引き続き行財政改革に全力で取り組み、収支均衡の財政運営が行えるよう、道財政の健全化を着実に進めてまいりる考えであります。

次に、財務体質の改善についてであります。道では、これまで行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は着実に改善してきてはいるものの、依然として実質公債費比率は高い水準で推移する見通しにあるなど、道財政はいまだ脆弱な構造にあります。

このため、行財政運営方針においては、道財政の健全化を着実に進め、財務体質の改善を図るため、実質公債費比率の改善を目標として掲げており、中長期的には、道債の発行に関し、国の許可を要しない水準を目指すこととしているところであります。

今後の財政運営に当たっては、目標の達成に向けて、引き続き行財政改革に取り組むとともに、国の基準を下回っている将来負担比率の推移にも留意しながら、新規道債発行の抑制や、あらゆる財源を活用した繰り上げ償還を行うなど、財務体質の改善を図ってまいる考えであります。

次に、医療、福祉に関し、まず、子育て支援についてであります。道では、人口減少対策に当たって、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりは重要な課題であるとの認識のもと、子育てに係る経済的負担を軽減するため、市町村の意見も伺いながら、乳幼児の医療費給付や妊産婦への交通費助成、保育料の無償化などの施策を市町村とともに展開してきているところであります。

新年度においては、新たに、保育の質の向上を図る保育士の研修の実施や、学校と家庭、地域の連携協働の仕組みづくりに取り組むほか、企業と連携した子育て応援を行うなど、市町村や企業などとの連携を強化しながら、ライフステージに応じた少子化対策の一層の充実に努めてまいります。

次に、地域医療の確保についてであります。広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道において、地域の医師不足は依然として深刻な状況が続いており、医師確保は喫緊の最重要課題と認識をいたしております。

このため、道では、自治医大卒業医師の配置や、地域医療支援センターからの医師派遣、ドクターバンク事業など、医師確保対策に幅広く取り組んできているところであり、新年度からは、新たに、北大の医学部入学者も、道の医師養成確保修学資金の貸付対象とすることとしたところであります。

また、地域枠制度のより効果的な運用について検討を重ねるとともに、新専門医制度における地域の連携施設の整備に引き続き取り組むなど、医育大学や医師会などと緊密に連携しながら、地域医療提供体制の確保に努めてまいる考えであります。

次に、介護人材の確保についてであります。道内の介護職員は、平成37年度に向け、さらに2万2000人が必要と見込んでおり、その確保は喫緊の課題であります。

こうしたことから、新年度においては、若年層に対する介護の魅力の普及啓発のほか、潜在的有資格者等の臨時的な派遣など、即効性のある取り組み、介護ロボットの導入などによる勤務環境の改善など、施策の充実に努めることとしたところであります。

また、毎年度、市町村や介護事業所団体等で構成する協議会において、各種施策の検証、評価を行っているところであり、この結果を踏まえ、必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた、より実効性ある対策を検討するなどして、介護サービスの提供に必要な人材の確保に取り組む考えであります。

次に、旧優生保護法についてであります。昭和23年に施行された優生保護法のもと、平成8年に母体保護法へ改正されるまでの間、本人の同意がない中で行われてきた不妊手術は、障がいのある方々への差別につながり、今日の価値観とは相入れないものと認識をいたします。

この間、道内において2000件を超える手術が行われてきたことは、私としては大変残念であり、重く受けとめ、真摯に対応する考えであります。

保存されていた資料は、当時を記録した重要なものでありますことから、道として、将来にわたって保全し、現存する記録が速やかに確認できるよう、情報を一元的に管理するとともに、心情に十分配慮した、御本人や御家族からの相談対応などについて、直ちに検討してまいる考えであります。

次に、新エネルギー導入加速化基金についてであります。道といたしましては、新エネルギー導入加速化基金を活用し、集中期間の5年間で、先駆的な地産地消のモデルづくりや、取り組みの段階に応じたきめ細やかな支援など、60億円規模の施策を講じることにより、省エネ・新エネ促進行動計画で定める数値目標の早期達成に向けて取り組むとともに、引き続き、インフラ整備の状況なども注視しながら、新エネルギーが本道の主要エネルギー源の一つとなるよう、この基金などを活用し、将来にわたり100億円規模の取り組みを行うことにより、北海道のポテンシャルを最大限に生かしていく考えであります。

私といたしましては、本道に豊富に賦存するさまざまなエネルギーを活用していくことが重要と考えているところであり、活力ある地域社会の実現に向け、新エネルギーの一層の導入拡大に取り組んでまいります。

次に、1次産業の振興に関し、まず、国際交渉への対応についてであります。道においては、これまで、国に対し、いかなる国際交渉にあっても、必要な国境措置の確保など、毅然とした交渉を行うとともに、TPP11及び日EU・EPAについて、合意内容、影響などについての農業者等への丁寧な説明や、農業の再生産を可能とする万全な対策を講ずるよう求めてきたところであります。

TPP11及び日EU・EPAの影響は相当な長期に及び、今後、新たな影響や課題が明らかになることも考えられますことから、道といたしましては、農業者や地域の方々の声などを踏まえ、引き続き、道内への影響について継続的に把握していくとともに、新たな国際環境下においても本道農業の再生産が可能となるよう、今後とも、必要な対策を国に求めていくなど、万全の対策を講じてまいります。

次に、本道農業・農村の振興についてであります。TPP11や日EU・EPAなど、国際競争が一層厳しさを増し、農産物への影響が懸念される中、本道農業が、地域社会と経済を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、多様な担い手が、将来に希望を持ち、地域の特色を生かした農業経営を展開していくことが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、さまざまな変化に対応しながら、生産者の方々の不安や懸念を払拭し、本道農業の再生産が可能となるよう、その競争力の強化に取り組むとともに、家族経営の維持発展や農業経営の法人化などによる担い手の育成確保、農業生産を支える基盤づくり、高付加価値農業の推進、さらには、道産農畜産物のブランド化の強化による消費の拡大など、本道の農業、農村を守るという強い決意を持って、各般の施策を積極的に推進してまいります。

次に、林業大学校についてであります。道では、林業・木材産業の即戦力となり、企業等の中核を担う人材を育成するため、このたび、仮称ではありますが、北海道立林業大学校の設立に関する基本構想案を取りまとめたところであります。

道といたしましては、産学官等が一体となって、オール北海道で人材を育成することが何よりも重要と考えているところであり、2年間の修学期間で、川上から川下までの実践的な知識、技術を習得するためのカリキュラムや、道内各地の森林の活用、地域や企業との連携など、構想案の具体化に向けて、道議会における御議論、有識者からの御意見などを踏まえ、実践教育の拠点となる施設や運営体制を早急に示すことができるよう、平成32年度の設立をめどとした取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、漁業の新規就業者対策についてであります。道では、これまで、新規就業者を育成確保するため、札幌市などにおける就業支援フェアの開催や漁業研修に加え、首都圏などにおいて1次産業の魅力の発信を行うとともに、地域ごとに市町村や漁協などで構成する漁業就業者対策協議会の設置を働きかけ、就業機会の確保や住環境の整備など、受け入れ体制づくりを進めてきているところであります。

今後は、新たに、水産高校生を対象とした漁業体験や出前授業を実施するとともに、日本海や太平洋の地域を重点に、協議会の速やかな設置を働きかけるほか、水産技術普及指導所と漁業士の連携によるきめ細やかな技術指導を行うなど、浜の将来を担う幅広い人材の確保と、新規就業者が定着できる環境づくりに努めてまいる考えであります。

次に、雇用施策に関し、まず、働き方改革の関連法案についてであります。国においては、昨年3月に決定をした働き方改革実行計画に基づき、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などを図るため、働き方改革の関連法案について検討を進めているものと承知いたします。

この法改正により、中小企業などの企業活動に影響を及ぼすことが考えられますことから、法の施行まで、十分な準備期間を設けることが必要と認識いたします。

道といたしましては、国の動きも踏まえながら、昨年10月に策定した働き方改革推進方策に基づき、本道における働き方改革の取り組みを着実に推進してまいります。

次に、認定職業訓練校に対する支援についてであります。認定職業訓練校は、企業に雇用されている従業者の方々に、必要な技能を習得していただくための訓練を行っており、時代の変化に対応しつつ、地域産業を支える人材を育成していく上で、重要な役割を担っているものと認識いたします。

このため、道では、新たな認定職業訓練校の開設に向けた取り組みに対し、きめ細やかなサポートを行うとともに、認定職業訓練校の運営に対して財政的支援を行うほか、地域産業のニーズに応じた効果的な職業訓練が実施できるよう、国に対しても補助制度の拡充を働きかけるなど、認定職業訓練校が地域において魅力あるものとなるよう、支援に努めてまいる考えであります。

次に、北海道職業能力開発協会との連携についてであります。北海道職業能力開発協会は、

企業の職業能力開発の促進、技能検定の実施や技能尊重の機運の醸成など、本道の人材育成の推進に重要な役割を担っているところであります。

協会においては、認定職業訓練校の訓練生の確保を図るため、募集ポスターやガイドブックを作成するとともに、指導員の資質向上のための研修会を開催するなど、認定職業訓練校に対する支援を行っているところであります。

道といたしましては、協会の業務に関して適切な指導を行うとともに、定期的な情報交換を行い、その取り組み状況を確認して、必要な体制の確保を促すなど、これまで以上に連携を密にし、地域における必要な人材の育成に向け、協会がその役割をしっかりと果たしていけるよう努めてまいります。

次に、観光政策に関し、まず、観光振興に係る新たな財源の確保についてであります。道では、外国人観光客の急増に伴う受け入れ体制の整備や新たな課題に対応するため、今後の観光施策の方向性や財源の確保策などについて、観光審議会でご審議をいただき、今般、東京都などの先進事例がある宿泊税を参考に、法定外目的税の導入を検討することとの答申を受けたところであります。

今後、私といたしましては、この答申や、これまで実施してきた地域意見交換会での御意見を踏まえ、道議会での御議論をいただくとともに、答申内容を道のホームページで広く道民の皆様へ周知し、あわせて、観光関係者や業界団体はもとより、慎重な意見の方々にも丁寧に説明するなど、理解を得るよう努めながら、新たな財源の確保について検討を進め、国際的に質の高い観光地づくりに取り組んでまいります。

次に、観光振興機構の役割についてであります。これまで、観光振興機構は、民間主導による魅力的な旅行商品の造成や本道観光の推進に向けた企画立案機能、さらには総合相談機能といった役割などを担ってきたところであります。

広域連携DMOとして国から認定された観光振興機構においては、観光産業のかじ取り役としての役割が期待されますことから、各種データ等の収集、分析によるマーケティングやブランディングといった企画立案機能のさらなる充実を図っていくことが必要と考えているところであります。

このため、新年度、観光振興機構では、民間企業等から、新たに、専門的な知見を持った職員の派遣を受けて、業務の執行体制を強化しながら、地域におけるDMOの形成、確立を支援するほか、海外の旅行会社の協力を得て、マーケティング力の強化を図ることとしているところであります。道といたしましては、今後とも、観光振興機構を初め、国や市町村、地域の観光関係者などと十分連携をし、本道観光の一層の発展に向けて取り組んでまいります。

次に、民泊法への対応についてであります。道では、住民や観光客の安全、安心の確保を第一に、適正な民泊の推進を図ることが重要と考えており、法の施行に向け、事業者向けの手引を作成するとともに、国や保健所設置市、消防、警察などによる連絡会議を設立し、関係機関との連携強化を図っているところであります。

また、新年度より、観光部局に職員を配置し、事業者からの相談や届け出を初め、住民からの苦情、通報等に対応するための、札幌市と連携した窓口を設置するとともに、無届け民泊への対応を行う衛生部局と連携のもと、事業者への指導、改善命令等を法施行時から適切に行うことができるよう、実効性ある指導監督体制の整備を進めているところであります。

次に、民泊に関する法や条例などの周知についてであります。道では、ホームページに民泊ポータルサイトを開設し、法令や条例の内容などについて広く情報提供するとともに、本年3月からの届け出開始に向けて、罰則等を含め、より詳細な法令の内容や届け出の具体的な手続などをわかりやすく紹介する事業者向けの手引を作成し、十分な周知に努めているところであります。

法の施行後は、住民や観光客の方々が無届け民泊との判別が可能となるよう、法令に定める標識の掲示の徹底とともに、届け出があった住所などをホームページで公開するほか、全ての民泊住宅を対象に現地検査を実施し、消防、警察など関係機関とも連携して、法令違反や不適切な運営を行う事業者への徹底した指導、改善命令等を迅速かつ的確に行うなど、適正な民泊の推進を図ってまいります。

次に、I Rについてであります。I Rは、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になることが期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるなど、さまざまな意見があるものと認識をいたします。

このため、道では、国が進めようとしている日本型I Rの動向や依存症対策などについて、道民の方々を対象に、道内各地でセミナーを開催し、理解を深めていただいたものと考えているところであります。

道といたしましては、今後においても、日本型I Rの動向などについて理解を深めていただけるよう、ホームページ等でセミナーの開催結果を情報提供するなどして、引き続き、道民の皆様方の意識の把握に努めてまいります。

次に、I Rに関する今後の対応についてであります。いわゆるI R実施法案については、国において、現在開会中の通常国会への提案に向けて検討が進められているものと承知しておりますが、法案の内容や提案の時期が定まっていないことから、法成立後の手続、スケジュールなども見通せない状況にあります。

こうしたことから、道といたしましては、I Rが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうかが、引き続き、国の動向を注視し、必要な対策を求めるとともに、道が今年度実施した、海外のI R事業者からの事業構想の調査の結果や、地域における検討状況なども踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、防災、危機管理に関し、まず、私立学校の耐震化についてであります。道内私立学校の耐震化率は、全国平均の88.4%に対し、78.8%と下回っているところであり、この要因としては、少子化の進行などによる厳しい経営環境の中、耐震化に要する多額の費用負担への対応や、今後の校舎等の改築計画などがあると承知をするものであります。

私立学校の耐震化は、設置者である学校法人がみずからの判断により行うものでありますが、学校施設は、公立、私立にかかわらず、子どもたちが一日の大半を過ごす、学習、生活の場であり、道といたしましては、各学校法人に対し、新たな支援事業の着実な活用を積極的に促し、平成32年度までの間に集中的に耐震化を進め、安心して学べる環境の確保に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、北朝鮮のミサイル発射への対応などについてであります。他国からの武力攻撃や大規模テロなどの事態が起こった場合、地方公共団体は、住民の生命や財産を守るため、国の指示のもと、正確な情報を把握し、住民が適切に避難できるよう伝達するとともに、関係機関が連携して、救出、救助などの応急対策に取り組むこととなっているところであります。

道では、これまでも、国や関係機関と連携して、国民保護事案を想定した実動訓練や、住民が参加する避難訓練を実施してきておりますほか、啓発資料の作成、市町村の国民保護担当者を対象とした研修会の開催などの取り組みを行ってきているところであります。

新年度においても、国や関係機関、市町村との連携を強化するとともに、国民保護関連経費を計上して、多様な想定に基づく訓練や研修会を繰り返し実施することとしているところであり、こうした取り組みを通じて、本道の危機対応能力の向上に努めてまいります。

次に、避難施設の周知などについてであります。道では、武力攻撃や大規模テロ等が起こった場合の避難施設として、市町村と連携し、民間施設も含めた施設等を指定するとともに、道のホームページに公表するなどして、道民の皆様への周知を図っているところであります。

一方、北朝鮮からのミサイルは、発射後、短時間で我が国に飛来する可能性が高いことから、道民の皆様が置かれている状況に応じた適切な避難行動について、わかりやすい啓発資料を作成、配布するなど、きめ細やかな周知に努めてきているところであります。

私といたしましては、道民の皆様が、さまざまな危機事案に対し、迅速かつ適切な避難行動をとることができるよう、今後も、避難施設の追加指定や避難方法の周知を進めるため、市町村を初め、道警察、消防等と連携協力をし、幅広い広報活動の展開に努めてまいります。

次に、北方領土問題に関し、まず、共同経済活動などについてであります。道では、これまでも、国に対し、強力な対ロ外交交渉の推進を求めており、特に、一昨年の日ロ首脳会談以降、共同経済活動の推進や北方墓参の改善等が、領土問題の解決、平和条約の締結に結びつくよう要請してきたところであります。

その結果、共同経済活動に関し、五つのプロジェクト候補の特定や、現地調査への北方領土隣接地域の企業等の参加、航空機を利用した特別墓参などが実現されたところであります。

安倍総理は、一昨年の中韓首脳合意を一つ一つ着実に進めることで、領土問題を解決し、平和条約を締結する旨、述べているところであり、今後、両国の対話がさらに積み重ねられる中で、私といたしましても、平和条約の締結に向けた歩みが、一步一步、着実に進むことを切に願うものであります。

また、北方領土を行政区域とする道知事として、返還要求運動の先頭に立って、戦後70年以上

もの長きにわたり返還を待ち望んでおられる元島民や隣接地域の方々を初めとする道民の切なる声をしっかりと国に伝えてまいります。

次に、道の新年度の取り組みについてであります。モスクワやサンクトペテルブルクなど、いわゆる欧露部に向けては、本道の知名度のさらなる向上を図るため、我が国がゲスト国となる5月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラムへの参加など、国と連携した効果的なPRについて検討を進めているところであります。

また、友好・経済協力提携20周年となるサハリン州とは、現地で開催される青少年冬季スポーツ大会への北海道選手団の派遣を初め、文化、スポーツ、健康、医療など、さまざまな分野において、交流の深化に向けた取り組みを展開してまいります。

こうした、日ロ両国が重視している地域間交流の取り組みにより、相互の信頼関係と理解をより一層深め、政府の外交交渉の後押しに資することで、北方墓参の改善や自由訪問の拡大などといった、人道的観点からの課題の解決、ひいては平和条約の締結に向けた環境整備につながると考えるものであります。

次に、アイヌ政策に関し、まず、新たな法律の制定などについてであります。アイヌ文化振興法は、我が国の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及び文化の置かれている状況を踏まえ、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的に、平成9年に制定されたものであります。

その後、平成19年の、先住民族の権利に関する国連宣言、平成20年の、アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議を受け、国では、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む考え方を明らかにしたところであります。

道では、こうした我が国の先住民族政策の根拠となる総合的な法律の制定について、国に対し、アイヌ協会とともに要望を行ってきたところであります。

現在、国においては、立法措置を含め、アイヌ施策の再構築に向けた検討を進めているところであり、道といたしましては、引き続き、アイヌの人たちの意向が十分に反映されるよう、国に働きかけてまいります。

次に、今後のアイヌ政策の推進についてであります。民族共生象徴空間は、アイヌ文化の振興等に関するナショナルセンターとして、将来に向けて、アイヌ文化の継承及び創造、発展につなげるための拠点として整備されるものであります。

現在、国では、象徴空間で実施される事業及びそれを担う人材の育成や、道内の博物館のネットワークの活用、運営体制の整備など、開設準備を進めているところであり、道においても、国内外におけるプロモーション活動による機運の醸成に努めており、新年度は、こうした取り組みのさらなる拡充強化を図ることといたしているところであります。

道といたしましては、アイヌ文化の発信拠点となる象徴空間に、国内外から多くの方々にお越しいただき、アイヌ文化を理解していただけるよう準備を加速するため、アイヌ政策の総合的な



推進体制を整備することとし、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け、アイヌ文化の振興及び理解の促進と、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上が一層図られるよう努めてまいります。

次に、冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてであります。現在、札幌市は、I O Cとの対話ステージに臨み、大会コンセプトや運営方法等について協議を行っているところであり、道では、広域行政を担う立場から、会場候補地となる帯広市、ニセコ町、倶知安町に直接出向き、競技開催に向けた情報共有や意見交換を行うとともに、I O Cが求める持続可能性と開催地の高い支持が得られるよう、競技施設や運営費について、既存施設の活用などによりコストを抑えつつ、実りある大会の実現に向け、札幌市との連携調整を図っているところであります。

2月25日に閉幕した平昌オリンピックで活躍した選手の方々からいただいた感動と応援機運の盛り上がりを持続させ、冬季オリパラの招致につなげるため、道といたしましては、これまで以上に、札幌市や関係自治体はもとより、道内の各市町村と連携を強め、全道各地のスポーツイベント、セミナー等を活用しながら、大会の意義や効果などの情報発信に努めるなど、オール北海道による招致機運の醸成に取り組んでまいります。

最後に、飲酒運転の根絶に向けた取り組みについてであります。平成27年に制定された、飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、関係機関や道民の皆様方など、全道一丸となって飲酒運転の根絶に向けて取り組んでいる中、道民の先頭に立って取り組むべき道職員が逮捕される事案が発生したことは、まことに遺憾であり、道民の皆様方に心からおわびを申し上げます。

このたびの事案の発生を受け、直ちに臨時の部長・振興局長会議を開催し、組織全体として重く受けとめ、管理職員のリーダーシップのもと、改めて、全ての職員に対し、平成28年7月に策定した「職員の飲酒運転根絶に向けた「決意と行動）」を徹底するよう指示したところであります。

道といたしましては、職員一人一人の行動はもとより、職場全体での意識改革をさらに進めるため、管理職員を初め、新規採用職員を対象とした研修を早急に実施するなどして、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを徹底してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事山谷吉宏君。

○副知事山谷吉宏君（登壇）公共交通の確保などについてお答えをいたします。

まず、J R北海道問題に関する国の支援と今後の取り組みについてであります。国におきましては、J R北海道の事業範囲の見直し問題について、夏ごろまでに方向性を取りまとめていくとの考えを示しており、道としては、今後、J R北海道の経営努力を前提に、市町村の皆様や交通事業者などとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めることとしており、国や市長会、町村会などとの協議を急いでまいりたいと考えております。

また、持続的な鉄道網の構築に向けては、J R北海道が徹底した管理コストの削減などに取り組むことはもとより、鉄道の利用促進や、鉄道事業以外の収益が見込める新たな事業を戦略的に育て、J R九州の取り組みなども参考にしながら、グループ企業を含めた最大限の収益拡大に向けて全力で取り組むよう、強く求めてまいります。

次に、空港民営化に関し、空港運営の段階的開始についてであります。このたびの道内空港の運営の民間委託は、管理者が異なる七つの空港の運営を一括して委託するという、前例のない取り組みでありますことから、マーケットサウンディングを実施するに当たって公表した基本スキーム案におきましては、運営事業の段階的な開始を検討していることを示したところ、事業者からは、準備や引き継ぎに時間を要するため、大規模空港から段階的に開始をしたいという意見が多く寄せられたところであります。

これを踏まえ、4管理者で協議し、課題を整理した上、安全かつ円滑な移行を図るため、夏の繁忙期及び冬の降雪期のピークを避けつつ、十分な引き継ぎ期間を確保する観点から、平成32年6月ごろより、順次、国管理空港、地方管理空港のそれぞれの乗降客数が最も多い空港から段階的に運営を開始し、平成32年度内に全ての空港で民間事業者による運営が実施されるスケジュールとしたものであります。

最後に、航空振興基金についてであります。現在、道では、広域観光の促進や地域の振興に向けて、道内13空港のうち、ネットワークのかなめとなる7空港の運営の民間委託を進めており、この取り組みにより、航空ネットワーク全体の充実強化が図られることを期待するところであります。

2020年度における民間委託の開始に向けましては、その効果を十分に発揮させるためにも、民間委託を選択しなかった6空港の活性化に向けた取り組みが必要と考えるところであり、このため、新年度の予算案におきましては、道内の空港間における路線就航に向けた運航可能性調査や、道内空港への路線開設に向けて関係者が連携して取り組む事業などの経費を盛り込んだところであります。

道といたしましては、こうした取り組みを土台として、一括民間委託を受託する事業者の事業計画を踏まえ、基金を活用し、地域と一体となった戦略的な空港間連携などに、官民を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）医療・福祉政策などについてお答えします。

まず、生活困窮者の支援等に関し、生活困窮者等を対象とした共同住宅等についてであります。一定の生活保護受給者が居住する、社会福祉施設に該当しない共同住宅等は、平成27年の調査では道内に307カ所あり、公営住宅などのほか、こうした住宅等が、多くの生活困窮者の方々にとって必要な居住の場となっているものと認識しております。

道では、このたびの痛ましい火災事故の発生を受け、今回、改めてこうした施設についての調

査を行い、その運営形態や入居者の状況等を把握した上で、運営主体に対し、防火防災対策の徹底を働きかけることとしているところでございます。

また、現在、国におきまして、生活困窮者対策に関しての法改正が予定されておりますが、道といたしましては、社会福祉施設として届け出を要するものにつきましては、必要な調査や指導等を行うほか、調査結果をもとに、市町村と課題の共有を図り、福祉、消防、建築等の関係部署が連携協力し、居住支援につなげるなど、今後、こうした悲劇を繰り返さないよう、でき得る限りの対策を講じてまいる考えでございます。

次に、エネルギー政策に関し、新エネルギー導入加速化基金を活用した取り組みについてであります。新エネルギーの導入拡大に向けては、調査検討、設計から事業化に至るまで、時間を要するため、道では、複数年にわたって継続的な支援を行うことができるよう、新エネルギー導入加速化基金を設置したところでございます。

本年度は、地産地消のモデル事業につきまして、調査検討など準備段階の支援を行うとともに、設計や設備導入など、段階に応じた支援のほか、道のダムへの小水力発電施設の設置などを行ってきたところでございます。

新年度は、小規模な集落でも応用が可能なモデルを1地域追加するほか、設備導入支援事業の拡充など、支援を強化することとしており、こうした事業の実施に必要な財源について基金の残高を活用するとともに、新たに積み立てることとしたものでございます。

次に、雇用対策に関し、働き方改革の推進についてであります。労働基準法においては、使用者には労働時間を適切に管理する責務がありますが、現状では、過重な長時間労働等の問題がありますことから、国におきましては、昨年1月、新たなガイドラインを策定し、タイムカードなどによる把握に加え、パソコンの使用時間などにより労働時間を適正に把握することなどを例示したところであります。

道では、これまで、国の新たなガイドラインの周知も含め、国と連携した、労働関係法令の周知セミナーや過労死防止シンポジウムの開催のほか、労働相談の実施、長時間労働の是正の要請などに取り組んできたところでございます。

これらに加え、ほっかいどう働き方改革支援センターにおける相談対応や、社会保険労務士の派遣などを通じて助言を行うことなどにより、仕事の持ち帰りなどによる過重労働が生じないよう、企業における働き方改革の取り組みを促進してまいる考えでございます。

次に、有期契約労働者の無期雇用への転換についてであります。本年4月から、有期契約労働者の無期雇用への転換の申し込みが本格化するとされておりますが、この制度は、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するために重要なものであり、この制度について広く周知することが必要と考えております。

道では、国と連携し、企業などに対する説明会の開催や、道のホームページを活用した広報などにより制度の周知を図るほか、ほっかいどう働き方改革支援センター、労働相談ホットラインにおける助言などを行ってきたところであります。引き続き、企業や労働者の制度への理解が

進むよう、関係機関と連携するなどして、周知に取り組んでまいる考えでございます。

次に、観光施策に関し、観光振興に係る新たな財源の確保策の検討についてであります。新たな財源の確保策の導入に当たりましては、観光需要にできるだけ影響を及ぼすことがないよう配慮する必要があると認識しております。

道といたしましては、こうしたことから、引き続き、道民の皆様を初め、観光関係者や業界団体などの理解が得られるよう努めるとともに、道議会における御議論をいただきながら、御負担いただく方々にとって過重な負担とならないよう、新たな財源の確保に向けた検討を行ってまいる考えでございます。

次に、観光振興機構に係る自主財源の確保についてであります。道といたしましては、昨年11月に国から広域連携DMOの認定を受けた観光振興機構が、本道観光のかじ取り役として中核的な役割を担い、自立的に活動していくためには、より一層、安定的な運営資金を確保する必要があると考えているところでございます。

こうした中、観光振興機構では、昨年4月に自主財源確保に関する検討会議を設置し、財源確保の規模につきましては現時点では明らかにされていないものの、新規会員企業の獲得に向けた取り組みの強化や観光キャラクターの展開の強化、観光振興機構の自主発行の広報誌における広告料収入の確保などの検討を進め、中期事業計画などの中に盛り込むこととしているところでございます。

最後に、危機管理に関し、漂着者等への対応についてであります。外国船が漂流、漂着した場合には、法に基づき、海上保安本部や道警察などが、互いに連携の上、必要な対応を行っており、道としても、今回の事案では、関係機関から情報を収集し、庁内での共有に努めたところであります。

また、入国後、感染症患者等が発生した場合には、保健所が感染症法に基づき対応しており、このたびの結核患者に関しても、所管の札幌市保健所が、患者や濃厚接触者に対し、必要な対応を行っているところでございます。

道といたしましては、漂着者の感染症対策について前例がないことから、昨年12月、北海道東北地方知事会を通じて、国に対し、指針等を早急に示すよう要望したところであり、今後も、関係機関等と連携して感染症対策を進めるほか、市町村や住民からの相談に適切に対応するなどして、蔓延防止と不安の解消に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇）防災対策、危機管理に関しまして、防災ヘリの道警察との共同運航についてでございますが、道では、防災ヘリの持続的な24時間運航体制を確立するため、道警察と平成34年4月までに共同運航を開始することとし、本年1月に、必要な事項について協定を締結し、新たな機体の導入などに向けた準備を進めているところでございます。

道警察におきましては、現在、操縦士、整備士の人材確保と養成に取り組んでいるところであ

り、共同運航により、24時間運航体制の確立はもとより、点検などに伴う運航休止期間の短縮や効率的な運用、操縦士2名体制による安全運航体制の強化が図られるものと考えているところでございます。

道といたしましては、今後、円滑な消防防災活動の実施に向けまして、運航管理要綱などの整備や連携した救助活動訓練の実施など、共同運航体制の構築につきまして、道警察と、協議、調整を鋭意進めてまいりる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）民進党・道民連合、梶谷議員の代表質問にお答えをいたします。

教育課題に関し、まず、学力の向上についてでございますが、道教委では、本道の全ての子どもたちに、基礎的、基本的な知識、技能はもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や、主体的に学習に取り組む態度など、社会で自立するために必要な学力を身につけさせるため、これまで、日ごろの子どもたちの学力や学習状況を踏まえた授業改善についての研修会の開催、国の加配を活用した授業改善推進チーム活用事業など、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりに向けた取り組みを進めてきたところであり、今年度の全国学力・学習状況調査においては、全国の平均正答率との差が縮まるとともに、課題に対して、みずから考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合が着実に増加するなど、一定の成果があらわれてきているものと認識をいたしております。

次に、福井県議会の意見書などについてでございますが、福井県議会では、昨年3月に県内で発生した中学生の自殺事案の背景には、学力を求める余り、教員が子どもたちに適切に対応する精神的なゆとりを失っている状況があったのではないかと懸念されることから、子どもたちが、みずから学ぶ楽しさを知り、人生を生き抜いていくために必要な力を身につけることが義務教育の目的であることを再確認するなど、教育行政の見直しを求める意見書を可決したと承知いたしており、私といたしましては、子どもたち一人一人を大切にされた教育活動の重要性について改めて認識いたしますとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、しっかりと取り組む必要があると考えているところでございます。

道教委といたしましては、本道の全ての子どもたちに、社会で自立するために必要な学力を育むことが重要であると考えておりまして、今後は、各学校において、教員が、授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きと、やりがいを持って勤務しながら、子どもの学びに向かう力や人間性などを養う教育活動のなお一層の充実が図られるよう取り組んでまいりる考えでございます。

次に、学力向上の取り組みについてでございますが、子どもたちに確かな学力を身につけさせるためには、継続的な検証改善サイクルの確立が大切であると考えており、道教委では、これまでも、調査結果の分析に基づく指導の改善が行われるよう、チャレンジテストの定期的な配付や、個に応じた指導を充実するための退職教員等の派遣などの取り組みを進めてきたところでございます。

道教委といたしましては、今後、こうした取り組みに加え、教員の働き方改革を進める中で、教員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保するとともに、現在策定を進めている新しい教育計画の中に、これまで明らかになった課題を踏まえ、全ての子どもが、授業の目標を意識して学び、振り返る活動を行うこと、また、記述式の問題で最後まで答案を書こうと努力することなどの具体的な目標指標を示し、こうした子どもの姿を実現するための授業のあり方について教員がみずから考える教員研修の充実を図るほか、加配を活用した少人数学級やチームティーチングによる指導の充実を図るなどいたしまして、学力向上の取り組みを進めてまいる考えでございます。

次に、夜間中学についてであります。道教委では、昨年11月に、さまざまな立場の方から幅広く御意見を伺いながら、夜間中学に関して具体的な検討を進めるため、道と札幌市の職員に加えて、学校職員や自主夜間中学などの民間団体の関係者、さらには学識経験者などにより構成される協議会を設置したところであり、本協議会において、公立夜間中学に求められる役割などについて議論を進めるとともに、札幌市教育委員会とも連携しながら、協議会での議論を踏まえ、本道における夜間中学の設置のあり方などについて検討を行ってまいる考えでございます。

道教委といたしましては、戦後の混乱等で義務教育を受けることができなかった方のほか、義務教育を本国で修了していない外国籍の方や、不登校などにより、ほとんど学校に通えないまま中学校を卒業した方など、さまざまな理由で義務教育を十分に受けることができなかった方々に教育の機会を確保する必要があると考えており、こうした方々の夜間中学に対するニーズや実情なども十分に踏まえながら、協議会において議論を進めてまいります。

次に、道徳の研修会についてでございます。道教委では、今年度開催した道徳教育パワーアップ研究協議会において、内容の充実を図るため、文部科学省の教科調査官を経験した大学教授に、道徳の教科化の背景や経緯、新学習指導要領に基づいた授業改善のあり方などについて講話を依頼したところであり、協議会当日、道教委が事前に把握していた配付資料以外の資料もスクリーンに提示し、昭和33年に道徳の時間が特設とされた当時の職員団体の動向を含めた社会状況について、文部科学省としての認識などの説明があったところでございます。

こうしたことから、道教委といたしましては、教育課題への認識にはさまざまなものがあることに配慮し、今後、各種研修会等の実施に当たっては、講師ときめ細やかに事前の打ち合わせを行い、研修内容の充実に努めてまいる考えでございます。

次に、学校における超過勤務等の解消に関し、まず、アクション・プランについてでございます。学校における働き方改革は喫緊の課題であり、その実現のためには、学校はもとより、道教委、市町村教育委員会、さらには、家庭や地域などを含めた全ての関係者が思いを一つにして、できることから着実に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、道教委では、新たに、教育部長を座長とし、本庁の局長、課長及び14の教育局長で構成する、仮称・学校における働き方改革実現本部を設置するとともに、新年度の組織機構改正において、アクション・プランの推進状況を一元的に管理するグループや、部活動指導の負担軽

減に向けた取り組みを担うグループを設けることといたしているところでございます。

また、14管内に、教育局と各市町村教育委員会で構成する、学校における働き方改革を進めるための会議を立ち上げ、地域の実情を踏まえながら、学校、家庭、地域、市町村教育委員会と連携し、道内の全ての学校において働き方改革を進めてまいる考えでございます。

最後に、働き方改革の取り組みについてであります。学校は、学習指導要領や社会からの要請などを踏まえ、児童生徒への指導を一層充実することが期待されており、その実現に向けては、教員が、健康で生き生きと、やりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を整備することが必要であると考えております。

このため、道教委としては、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、定数改善や勤務時間制度の改善などについて国に強く求めるとともに、このたび作成するアクション・プランのもとで、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにすることを目標として、道教委はもとより、市町村教育委員会や学校の役割を明らかにし、保護者、地域の方々の理解を得ながら、部活動指導員やスクールサポートスタッフといった外部人材の導入、部活動休養日等の完全実施などの取り組みを進めることといたしてありまして、毎年度、取り組み状況を検証し、改善を図りながら、教員の負担軽減に向けて、働き方改革を着実に進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）民進党・道民連合、梶谷議員の代表質問にお答えをいたします。

大規模災害への対応についてであります。御質問にあった、政府の地震調査委員会が長期評価を公表したことについては承知いたしておりますが、いずれにいたしましても、北海道は、これまででも多くの災害による被害に見舞われておりますことから、道警察では、大規模災害はいつでも起こり得るとの認識のもと、被災地への広域支援体制の確立、警察部隊の災害対応力の向上、防災関係機関との協力体制の構築、業務継続性の確保などの大規模災害への備えに努めているところでございます。

また、御質問の災害訓練では、地震のみならず、大雨、台風、大雪等、あらゆる災害を想定し、ブラインド方式で行うなど、より実践的なものになるよう配意しており、さらに、道を初めとする自治体主催の防災訓練に参加するなどして、住民の避難誘導や交通規制等の訓練にも取り組んでおります。

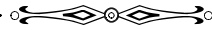
今年度につきましては、大雨による土砂災害を想定した住民参加型の訓練、大規模地震や雪崩災害を想定し、消防、自衛隊、青森、宮城の両県警が参加した広域緊急援助隊等による訓練などを実施したところでございます。

道警察といたしましては、引き続き、道を初め、関係機関等と連携を図りながら、大規模災害への備えに万全を期してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩



午後3時30分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

梶谷大志君。

○40番梶谷大志君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、知事、教育長に再質問をいたします。

知事は、SDGsの開発目標を踏まえて施策を掲げたと答弁されましたが、既に十数年にわたり道政に携わってこられたベテラン知事であり、SDGsに掲げられた目標は、全て、これまでの政策に織り込まれていなければならないものばかりであります。

ここへ来て、唐突にSDGsという考え方を持ち出すのは、知事自身がこれまでの施策への自負や思いが希薄であるということを示しているのではないのでしょうか。

SDGsに照らし、これまでの高橋道政に何が不足し、何を变えようとして今回の重点政策を組み立てたのか、明快な答弁を求めます。

人口減少対策の成果を示すことができないでいる現状をただしたにもかかわらず、知事は、一般の施策の効果が徐々にあらわれてきているという認識を示されました。実態からはほど遠い、説得力に欠ける答弁で、知事の人口減少対策への認識は極めて甘いものと言わざるを得ません。

道内の市町村の取り組み、成果を真摯に学び、認識を改め、道の施策を絶えず見直すとともに、その成果を毎年度しっかりと道民に示していくことが、人口減少対策を道政の最重要課題に掲げる知事の責任であると考えますが、所見を伺います。

次に、産業振興について伺います。

1人当たりの県民所得は経済的な豊かさをあらわす指標であり、本道は全国で34位であることから、依然として厳しい状況との認識の上で質問したところであります。

しかし、知事は、これまで行った経済政策を並べただけで、厳しい認識やデータに基づく、全国から見た北海道という視点が欠けており、認識が甘いと言わざるを得ません。

国は、国全体を踏まえた政策を行い、市町村は、みずからの地域の政策を行っていますが、そのはざまにある道行政の役割として、道内全体を捉えた産業振興を一層図るべきであります。知事の所見を伺います。

人手不足の解消に向けて、新たな庁内連携体制を整備するとのことであり、道政の最重点課題として取り組む意気込みがあるのか、また、そうした危機感を持っているのか、明確なものではありませんでした。



また、国は、外国人技能実習制度を拡充し、看護を対象職種とするなど、事実上、人手不足対策として受け入れを進めようとしています。

道内においても、先ほど答弁にあったように、介護現場の人手不足は深刻であり、7年後には、さらに2万2000人の確保が必要とされている状況です。

こうした業種を初め、従来型の縦割りの対策では、もはや手の施しようもないところまで来ているのが、人手不足の現状ではないでしょうか。

こういった状況をどう認識し、具体的にどのような体制を構築して対策を講じようとするのか、外国人技能実習生への対応も含め、知事の所見を伺います。

知事は、食の輸出拡大戦略について、道外港の輸出の状況を分析し、平成30年の実績を踏まえ、新たな目標の設定、戦略の策定をしていくとも述べております。

しかし、まずは、残り1年となった知事公約である1000億円の道内港からの輸出額を、我が会派に示した認識に基づいて、確実に達成することが大前提になります。知事の認識を伺います。

北海道150年事業について伺いましたが、答弁からは、理念や事業の考え方がわかりづらいものでありました。本道のこれまでの歴史に思いをいたすという点では何の異存もありませんが、どのような北海道を、どのように次の世代に受け渡していこうとするのか、知事の基本となる考え方が一向に見えないのであります。

子どもたちに最先端の科学技術を伝える機会を提供するという点であります。それ自体は大変重要なことではありますが、これがなぜ150年事業にふさわしいとするのか、判然といたしません。

どのような考え方にに基づき、150年事業を組み立てたのか、ばらばらの事業を通じ、何をしようとするのか、所見をお伺いいたします。

交通政策総合指針について伺いましたが、そもそも、今後の地域の公共交通の姿を描こうとする指針の策定のプロセスで、地域の意向が十分に把握されないということは大きな問題です。鉄道網の維持をめぐる、地域の負担等という言葉、考え方が打ち出されている中では、なおさらのことであります。

道が年度内に策定をするというのであれば、しっかりと地域の意向を吸い上げ、指針に反映していくという丁寧な対応が求められます。所見をお伺いいたします。

また、このたびの指針では、JR北海道での維持困難な13線区への対応という、既存の線区をどうするかといっただけの内容であって、新たなニーズ、例えば、新千歳空港などへの直接乗り入れなど、単に合理化するばかりでなく、一方で拡充するような積極的な新たな方向性は示されておられません。

これらを踏まえ、早期に指針を示すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

維持困難な線区への対応については、先日の参考人招致を踏まえても、まだ判然としない状況にあります。

道も、存廃など、結論を出すものではないと答弁をしておりますが、線区ごとの取り扱いの違

いは、今後、ひとり歩きしていくことが懸念をされ、地域での疑心暗鬼が深まっていくことも見込まれるわけであります。

そのような局面に差しかかっているにもかかわらず、国や道の支援に関する議論は進んでいない状況にあり、出口が見えないまま、議論が混迷していくことが懸念をされるわけであります。

事態の解消に向け、知事のリーダーシップによる具体的な支援策を早期に示すべきです。JR北海道との関係も含め、どのように対応しようとするのか、所見をお伺いいたします。

道の財政運営に関し、知事は、収支不足も着実に改善してきていると成果を示す一方、道財政はいまだ脆弱な構造にあるとも答弁をされました。

当初予算の収支について、将来への負担の先送りという手法で帳尻を合わせるだけで、借金依存の財政運営の構造は何ら解消できておりません。その結果が、実質公債費比率や将来負担比率などの指標が依然として全国最低レベルにとどまっている理由であります。

収支不足の解消など、予算編成も重要であります。今後は、財政指標の改善が重要であると考えます。

財務体質の改善を明確に位置づけ、目標を定め、道民に示すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

子育て支援の充実についてお伺いをいたしました。知事からは、人口減少対策における子育て支援の重要性について、改めて認識の甘さが浮き彫りとなる答弁がありました。

子育て支援は極めて重要な取り組みであり、喫緊の課題である人口減少対策に直結をし、その政策展開には、道としてのトータルな戦略が求められます。

道内の市町村では、子育て支援の充実を切り札にして、成果を出してきているところもあります。そうした事例に学ぼうという姿勢は、答弁からも全く感じられないのであります。

子育て支援の枠内にとどまらず、それらの支援施策を道の人口減少対策にどうつなげていこうと考えるのか、道内の市町村の取り組みも踏まえ、所見をお伺いいたします。

医師確保及び地域医療提供体制の現状と今後の取り組みに関する認識を伺いましたが、最重要課題としながら、これまでの取り組みを答弁されただけであります。

地域枠制度の効果的な運用についても検討を重ねるとのことではありますが、医師数は、札幌だけが全国を上回り、1.18倍に増加をし、日高では20%以上も医師が減少しております。

地域のセンター病院では、必要な診療機能すら確保できていないのが現実であり、知事はそこに向き合っておらず、危機感が感じられないのであります。新たな医療計画では、主要疾病別に対策を進めることとしておりますけれども、役割を担う地域の医療機関が確保できるとは到底考えられないのであります。

地域の医師数が減少している事実や、センター病院の診療科が休止に追い込まれている現状で、十分に地域の医療を確保してきたと考えているのか、所見を伺います。

介護分野での人材不足は深刻であります。道内の有効求人倍率を見ても、全職種の3倍近くに達しているのです。いかに介護現場が働き手を必要としているのかをあらわしていますが、それ

に対応できる手だてがないのが現状であります。

給与水準を引き上げるため、処遇改善の介護報酬の改定等が行われていますが、精神的、身体的な負担も大きい業務にもかかわらず、依然として、他業種との比較では格差が大きいのです。

人材が不足し、事業者が必要なサービスを休止し、結果、採算性が悪化していく悪循環が生じ始めており、速やかに即効性ある対策を講じなければなりません。

元気なシニア層を働き手として、これまで以上に活用する制度の拡充、都市部の人材を地方に送り込む仕組みづくりなど、より実効性の高い対策を早期に検討し、着手すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

旧優生保護法に対する認識についてであります。

半世紀近くも維持されてきた法律によって、個人の尊厳や平等原則が否定をされ、障がいのある人たちから、子どもを産み育てる権利を奪っていたことに憤りを覚えます。全国で最も被害者数が多い道の動きは、相談対応を検討するものの、その先の対応は依然として見えてこないのがあります。

被害者の多くは高齢化し、また、声を上げられずに、社会の中で孤立していることも危惧され、対策が急がれます。人権を守り、差別をどう克服していくのかが問われるのであります。

知事は、強いリーダーシップを発揮して、他の都府県とも連携を図り、救済に向けた動きをすべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

新エネルギー導入加速化基金事業について、知事が方針として示した、5年間で60億円、将来的に100億円という目標が、なぜ2年目で大幅に縮小されることになるのか、全く理解できないものであります。

初年度で多額の基金を使い切れず、2年度目の事業について基金の残高を活用するというのでは、最初から事業がいかに小ぶりであったかの反映であり、知事の新エネルギー導入への意欲に疑問を抱かせるものであります。

今後の基金の積み立て、事業実施の時間的な見通しについてお伺いをいたします。

次に、農業政策についてであります。

知事は、このたびの国際交渉により、ますます激化する国際競争にさらされる農産物への影響を認めながら、これまでどおり、国に対する追従姿勢を変える様子を見せません。

海外におけるPR等によって、道産農産物のブランド力が次第に上がってきていることは認識をしておりますが、TPP交渉加盟国、EUからの輸入増大による生産減少額を埋めることは厳しいと考えますし、答弁にある相当長期に及ぶ影響に対し、どのように国内対策を講じようとするのか、全く見通しが立たない状況にあるわけであります。

政府がTPP11を2019年に発効させようとする中、知事の強い決意を伺いましたが、本当に本道農業・農村を守っていけると考えるのか、認識を伺います。

働き方改革の推進は待ったなしの課題であります。しかし、国が実施を先送りする姿勢を示していることに対し、知事は、十分な準備期間を設けることが必要とし、国の考え方に追随すると

のことであります。

道内での所得格差の拡大は際立ち、消費支出が伸び悩む傾向は、国の経済政策の成果が及んでいないことを示しているなど、働き方改革をめぐる問題は深刻な状況であります。

こうした課題の解決の道筋をつけていくためにも、国が進めようとしている高度プロフェッショナル制度、裁量労働制の導入とは別に、同一労働同一賃金、残業規制といった仕組みこそ、早期に道として制度化していくべきだと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

地域の産業に即した技術、技能の継承に重要な役割を担っている認定職業訓練校への今後の支援などについて伺いましたが、知事からの答弁は、残念ながら、国に補助制度の拡充を働きかけるなどと、道としての主体性、具体性に欠けたものでありました。

認定職業訓練校では、大工や型枠、左官、あるいは和裁、洋裁などの訓練が行われておりますが、いずれも若者離れが進むなど、これら技術、技能の世界は非常に厳しい状況となっているのであります。

関係者からは、知事には認定職業訓練校の存在すら認識してもらっていないのではないかとの声も聞こえるところです。

こういった声をどう受けとめるのか、知事の所見を伺うとともに、ものづくりの分野に必要な技術、技能を途絶えさせないため、どのように対応していくのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、観光税についてであります。

これまでの議論の経過を全く無視したと言わざるを得ない答弁であります。導入の是非については、これまで、賛成、反対と、さまざまな意見があり、その中で観光審議会で議論することとなって、その結果が、今回示された、導入を検討することという答申なのではないでしょうか。

今後、この定例会において、導入に当たっての手法、手段を議論することが、これまでの議論の経過から必要だと考えますが、知事の所見を伺います。

観光振興機構の自主財源確保の検討状況などについてお伺いしたところ、新規会員企業の獲得、観光キャラクターの展開の強化、広報誌の広告料収入の確保などが検討されているとのことですが、その規模は明らかになっていません。

観光振興機構の平成29年度の歳入予算は約17億円であり、そのうち、9割以上が道からの負担金であり、検討されている方策では、十分な財源が確保されるか、不透明であります。

知事は、これら検討されている自主財源確保策で十分との認識なのか、お伺いをいたします。

また、観光振興機構の予算の9割以上を負担している道として、観光振興機構の自立した運営に向けて、どう関与していくのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、民泊について指摘をいたします。

直接、道民からの苦情、通報等に対応するため、札幌市と連携した窓口を設置するとの答弁でしたが、6月の法施行を目前に控え、具体性に欠けるものであります。

混乱を避けるためにも、窓口は一元化されるべきでありますし、民泊、無届け民泊の区別な

ど、苦情、通報があった場合の、さまざまなケースに対応し得る関係機関との連携体制などを速やかに具体的に示されるよう指摘しておきます。

道内でのIR設置について、これまで、知事は、まだ判断できる状況にないとの考えを示し、道民の理解を深めるため、セミナー、事業構想調査などを積極的に実施してきたところであります。しかし、新年度では、全く予算計上もされず、セミナーなどの実施も予定をされておられません。

知事は、引き続き道民の意識の把握に努めると答弁しましたが、これまでの積極的な動きからすると、かなり消極的なものへ変化したと受けとめますが、北海道でのIR設置は非常に厳しいと判断されたと捉えていいのか、認識を伺います。

この際、道民が不安視しているIRについて、国や他県の動きなどを注視し、当面、様子を見るなどして、腰を据えて判断すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、防災ヘリについて指摘をします。

北海道警察との共同運航により、平成34年4月に24時間運航体制が確立されるとのことですが、これまでの対応が、危機感、主体性に欠け、おくれたことによって、多くの予算と時間がかかってしまうことを真摯に受けとめるべきであります。

また、新たな共同運航体制のもとで、消防防災活動が円滑に進むよう、訓練を重ね、丁寧に道警察と協議、調整を進められることを強く指摘しておきたいと思えます。

漂着船への対応についてであります。

山形県は、昨年11月以降に庄内沿岸で漂着船が見つかったことを受けて、12月に、漂流・漂着船を想定した対応マニュアルを作成し、関係機関の連絡体制、役割分担などを整理し、周知を図ることで、住民の安全確保に生かすこととしているところであります。また、感染症対策についても早急に検討するとの考えを示しているのであります。

北海道においても、昨年11月に松前小島に北朝鮮籍の船が漂着したわけでありましてけれども、道の危機管理マニュアルは、あくまでも外国船舶の座礁事故などに対応するもので、今回のような事案を想定しているとは言いがたいものであります。

感染症対策についても、対応フローチャート上で具体的に示されておらず、国に指針を示すよう要望しているとのことですが、道民の命を守る観点から考えれば、こうした受け身的な対応でいいのか、甚だ疑問であります。

道は、独自の対応マニュアルを早期に作成し、関係機関、住民との連携を強化すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、アイヌ文化振興法と新たな法についてであります。

知事がアイヌ文化振興法の趣旨を理解していることはわかりましたが、振興法に対する自身の評価について言及がありませんでした。

知事は振興法をどのように考えているのか、所見をお伺いしたいと思います。

次に、教育長に伺ってまいります。

学校における超過勤務の解消についてであります。

各管内で、学校における働き方改革を進めるための会議を、教育局と各市町村教育委員会で構成し、立ち上げると答弁されました。しかし、その会議が、現場での取り組み状況などを受けとめ、点検、検証、再試行できる場になるか、疑問なのであります。

地域における取り組みを実効あるものとするため、会議には、管理職及び教職員も構成員として加える必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、新年度の予算に計上された、部活動指導員やスクールサポートスタッフ等の外部人材の導入、部活動休養日等の完全実施だけでは、負担増に対する具体的な解消方策としては不十分であります。

少人数学級の拡大の検討、振りかえ業務のさらなる拡大など、第2、第3の具体的な解消方策についても早急に示すべきと考えますが、所見を伺い、再々質問を留保して、質問を終わります。

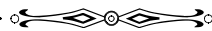
（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君 答弁準備のため、若干時間をいただきたいと存じます。

○議長大谷亨君 ただいま知事から、答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後3時54分休憩



午後4時3分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）梶谷議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、重点政策についてであります。道では、人口減少・危機突破に向け、地域産業の振興や医療・福祉施策の推進など、各般の施策を進めてきたところでありますが、若年層を中心とした道外への転出超過や人手不足などの課題に直面しており、一層の着実な取り組みが必要であると認識をいたします。

新年度の重点政策においては、地域の関係機関などと連携して産業教育の充実を図るほか、幼児教育や保育を支える人材の確保と資質向上に取り組むなど、同じ方向を目指すSDGsの考え方も参考にしつつ、地域の将来を担う人づくりや、誰もが安心して暮らすことができる持続可能な社会づくりに向け、全力を尽くしてまいります。

次に、人口減少対策についてであります。道では、これまで、創生総合戦略の推進と市町村戦略への支援を両輪として取り組んできており、成功事例の他地域への波及などを通じて、本道全体の人口減少の抑制に努めてきているところであります。

今後は、効果を上げている市町村の取り組み内容や、成果につながる要因を詳細に把握し、多

くの地域に広げていくとともに、創生総合戦略の実績報告において、数値目標等の進捗などを、毎年度、道民の皆様方にお示ししながら、市町村との連携のもと、道としても、より実効性の高い取り組みにつなげてまいる考えであります。

次に、本道経済の活性化についてであります。知事に就任して以来、本道経済は、リーマンショックや東日本大震災、原油・原材料価格の高騰といったさまざまな課題に直面いたしました。本道の持続的発展に向けては、力強い経済の実現が重要と考え、各般の施策に取り組んでまいったところであり、北海道ブランドの浸透による道産食品の輸出額や外国人観光客の増加、さらには、ものづくり産業の裾野が広がってきていると認識をいたします。

本道において、全国を上回るペースで生産年齢人口の減少が進む中、人手不足の一層の深刻化や消費の縮小などによる地域産業の停滞を懸念しているところであり、今後とも、地域の声を十分お伺いしながら、各般の施策を推進し、地域経済の活性化に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、人材の確保等についてであります。本道においては、全国を上回るペースで少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進んでいるところであり、人手不足の一層の深刻化が懸念される中、人材の確保に向け、全庁が一体となった取り組みが必要であると考えているところであり、新たな庁内連携体制を整備し、北海道のPR施策と連携をしつつ、各種施策の総合的な展開を図ってまいる考えであります。

また、外国人技能実習制度については、人材育成を通じた開発途上地域への技術等の移転による国際協力の推進を目的としており、道といたしましては、国や関係機関と連携しながら、今後とも、制度の適正な運用が図られるよう努めてまいります。

次に、道産食品の輸出目標についてであります。私といたしましては、海外でブランド力が浸透してきた道産食品の安定的、効率的な商流、物流を構築するなど、各般の施策を積極的に展開して、目標達成に向けて取り組んでいるところであり、

新年度においては、これらの取り組みを加速させるとともに、新たに、EUでのホタテの市場調査を実施するほか、タイや香港の拠点機能を強化するなどして、道産食品の輸出の一層の拡大に向け、全力を尽くしてまいります。

次に、北海道150年事業についてであります。この事業は、本道の未来を展望し、受け継いできた財産を次の北海道づくりに継承するとの理念に基づいて、道民や企業、団体、大学など、多様な立場の方々が、それぞれの視点を生かして、幅広い分野で記念の取り組みを行うことといたしております。

その実施に当たっては、歴史や文化、科学技術など、さまざまなテーマに沿って、学びや体験等の事業を全道各地で展開し、次の世代を担う方々の心に残るよう取り組んでまいる考えであります。

次に、交通政策総合指針案についてであります。道では、これまで、道幹部が地域に入るなどしながら、関係市町村の皆様方と、鉄道網のあり方について議論を積み重ねてきているところ

であり、今回の指針等における鉄道網のあり方については、これらの状況を踏まえ、市長会、町村会も参画した鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議で集中審議を行い、JR北海道の増収策等も含め、道の総合的な交通政策に関する基本的な考え方を全道的な観点からお示したところであります。

道といたしましては、引き続き、地域への情報提供を丁寧に行うとともに、市町村の皆様や交通事業者、国と連携を図りながら、最適な交通ネットワークの確立に向けて議論を深めてまいります。

次に、今後の取り組みについてであります。地域における持続的な鉄道網を確立するためには、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要と考えます。

道といたしましては、こうした考えのもと、JR北海道に対し、経営再生に向けた具体的な取り組みや経営の見直しなどを早急にまとめるよう強く求めるとともに、地域において、線区の実情や特性を踏まえた取り組みについて、市町村の皆様と検討を進めながら、国や市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、国などとの協議を急いでまいります。

次に、財政運営についてであります。道では、脆弱な構造にある道財政の状況を踏まえ、行財政運営方針に、実質公債費比率の改善を目標として掲げ、これまでも鋭意取り組んできたところであります。

今後の財政運営に当たっては、引き続き、目標の達成に向け、このたびお示しをした方針に沿って、新規道債発行の抑制や、あらゆる財源を活用した繰り上げ償還を行うなど、財務体質の改善を図り、道財政の健全化を着実に進めてまいる考えであります。

次に、子育て支援についてであります。道では、これまで、地域の実情に応じ、創生協議会において御意見をいただきながら、妊産婦への交通費助成や保育料の無償化による経済的支援など、市町村とも連携して取り組んでまいったところあります。

今後は、独自の取り組みにより成果を上げている市町村の取り組み内容をより詳細に把握するとともに、創生総合戦略に掲げる子育て支援施策の目標値などの推進状況を十分検証し、地域との連携を図るなどして、一層効果的な施策の推進に努めてまいります。

次に、医師の確保についてであります。道内の医療機関に従事する医師数は増加傾向にあるものの、広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道において、地域の医師不足は依然として深刻な状況が続いていると認識をいたします。

このため、道といたしましては、これまでの取り組みに加え、新年度から、新たに、北大の医学部入学者も、道の医師養成確保修学資金の貸付対象とするほか、地域枠制度のより効果的な運用や、新専門医制度における地域の連携施設の整備に取り組むなど、医育大学や医師会などとの連携を強めながら、地域医療の確保に努めてまいります。

次に、介護人材の確保についてであります。今後、さらなる高齢化の進行や人口減少により、介護を取り巻く環境が厳しさを増すものと見込まれ、人材の確保に向けた取り組みの強化が



喫緊の課題と認識をいたします。

このため、道といたしましては、次期介護保険事業支援計画に人材確保等の充実を位置づけ、市町村や介護事業所団体等との連携のもとで、多様な人材の就業促進や、職場定着、離職防止の促進など、各般の施策について、毎年度、評価、検証を行いながら、新たに設置する全庁的な連携組織も活用し、より実効性のある施策を総合的に推進してまいります。

次に、旧優生保護法に対する認識などについてであります。審査や優生手術の実態の把握と必要な対策は、当時の資料が極めて少ないことを考慮した上で、国において全国一律に検討すべきものと考えておりますことから、このたび、厚生労働省に対し、副知事を派遣して要請を行ったところであります。

道といたしましては、まずは、残されていた記録を保全し、御本人や御家族からの相談対応などについて早急に検討するとともに、他都府県の動向の把握や国との連携などに努めてまいります。

次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。道では、新エネルギーの導入拡大に向け、複数年にわたって継続的な支援を行うことができるよう、基金を設置したところであり、集中期間の5年間で、地産地消の先駆的なモデルづくりなど、60億円規模の施策を講ずるとともに、この基金などを活用し、将来にわたり100億円規模の取り組みを行うことにより、新エネルギーが本道の主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。

次に、国際交渉への対応についてであります。TPP11や日EU・EPAといった国際交渉が進展する中、本道農業が、今後とも、国民に対して食料を安定的に供給するとともに、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、多様な担い手が、将来に希望を持って、地域の特色を生かした農業を展開していくことが重要であります。

私といたしましては、農業をめぐる国際環境が一層厳しさを増すとの危機感を持ち、本道農業の競争力の強化はもとより、担い手の育成確保や農業の高付加価値化、国内外への販路拡大等の取り組みを積極的に推進するなど、北海道のみならず、我が国にとってもかけがえのない本道の農業、農村を守るという強い決意で、先頭に立って取り組んでまいります。

次に、働き方改革についてであります。働く意欲や能力のある人々が生き生きと働ける環境を整備するためには、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保は、いずれも重要な課題であると認識をいたします。

道といたしましては、国の動きや本道における課題なども踏まえて、昨年10月に策定をした働き方改革推進方策に基づき、本道における働き方改革の取り組みを着実に推進してまいります。

次に、認定職業訓練校についてであります。道内の認定職業訓練校の多くを占める建設業においては、人手不足に直面する中、主な入校対象者である若手の就業者が減少し、訓練生の確保が困難になるなど、厳しい経営環境にあるものと認識をいたします。

認定職業訓練校は、技術、技能の習得など、地域産業を支える人材を育成する上で重要な役割を担っており、道といたしましては、今後とも、北海道職業能力開発協会と連携をし、地域ニ一

ズの把握や訓練生の確保に向けた取り組みを進めるなど、認定職業訓練校において、地域産業のニーズに応じた訓練が実施できるよう、必要な支援に努めてまいります。

次に、観光施策の新たな財源の確保に係る今後の対応についてであります。観光振興に係る新たな財源の確保の検討に当たっては、パブリックコメント等において懸念する声もありますことなどから、道民の皆様はもとより、観光関係者や業界団体などの皆様方に、答申内容について十分に御理解をいただくことが重要と認識いたします。

答申では、財源確保策について総合的かつ慎重に判断するよう意見が付されているところであり、道といたしましては、関係する皆様方に対し、丁寧な説明を行いながら、理解を求めてまいります。

次に、観光振興機構についてであります。道といたしましては、観光振興機構が、本道観光の中核的な役割を担い、機能を十分に発揮するためには、自立的な活動の基盤を整えていくことが重要であり、安定した財政基盤の確立に向け、これまでの財源確保のための自主事業はもとより、今後とも、新たな取り組みについて継続的な検討が必要と認識をいたします。

このため、引き続き、観光振興機構の事業運営に関して情報提供や意見交換を行うなど、自立に向けた検討が進むよう対応してまいります。

次に、IRについてであります。国において検討が進められているIR実施法案については、法案の内容や提案の時期が定まっていないところであります。

現時点では、法成立後の手続なども見通せない状況にありますことから、道といたしましては、引き続き、国の動向を注視し、社会的影響などへの必要な対策を求めるとともに、地域における検討状況なども踏まえ、国の動きに適切に対応できるよう検討を進めてまいります。

次に、漂着船への対応などについてであります。本道の沿岸に外国船が漂流、漂着した場合は、海岸の警備を所管する海上保安庁と道警察が連携して、立入検査などの対応を行っており、道としても、想定される事象ごとに定めた計画や対応マニュアルに基づき、情報の収集、共有などに努めているところであります。

危機案件に対しては、関係機関における情報共有のもと、住民への情報伝達や避難誘導などに連携して対応していくことが何よりも重要でありますことから、今後とも、北海道防災会議や国民保護訓練の場などを活用し、しっかりとした連携協力体制を構築することにより、道民の皆様方の安全、安心の確保に努めてまいります。

最後に、アイヌ政策についてであります。文化振興法は、アイヌ語や伝統文化の維持・伝承活動を通じ、アイヌ文化のみならず、自然観や歴史など、多面的な理解の促進に寄与してきたものと認識をいたします。

他方、道による実態調査において、アイヌの人たちの生活にはいまだに格差が見られることから、引き続き、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上のための施策を推進することが重要とも認識いたします。

こうしたことから、道といたしましては、これまでも、アイヌの方々とともに、我が国の先住

民族施策の根拠となる総合的な法律の制定について、国に強く要望してきたところであり、現在、国が進めている、立法措置を含めたアイヌ政策の総合的な検討において、アイヌの人たちの意向が十分に反映されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長柴田達夫君（登壇）梶谷議員の再質問にお答えをいたします。

学校における超過勤務の解消に関し、まず、学校現場の意見についてでございますが、道教委としては、学校における働き方改革を進めるに当たっては、学校職員から直接意見を聞くことが大切であると考えており、アクション・プランの作成に当たり、道立高校を訪問しての教職員との意見交換や、小学校、中学校、特別支援学校の教員とのテレビ会議における意見交換のほか、市町村教育委員会、校長会、一般教諭などで構成する時間外勤務等縮減推進会議において、学校現場の意見をお聞きしてきたところであり、今後とも、さまざまな機会を活用して、管理職や教員など、学校現場の意見を聞きながら、働き方改革を着実に進めてまいる考えでございます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、現在、中教審においては、長時間勤務を是正していくため、勤務時間制度のあり方のほか、教員が心身の健康を損なわないように働くために必要な職場環境に関する支援のあり方などについても、検討が行われているところでございます。

道教委としては、こうした国の動向も注視しながら、少人数学級の拡大や必要な事業に係る財源措置、さらには、変形労働時間制の対象期間の拡大などについて国に強く要望するとともに、毎年度、アクション・プランに基づく取り組み状況を検証し、変形労働時間制の対象業務の拡大など、さらなる制度改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 梶谷大志君。

○40番梶谷大志君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事に再々質問をしてまいります。

人口減少対策について、知事は、市町村の取り組み内容や成果につながる要因を詳細に把握するとし、道内の市町村の先進事例に学ぶという姿勢をやっと明らかにしたところであります。また、数値目標等の進捗などを道民に示すとし、今後の政策の成果を示していくとしたところでございます。

しかし、人口減少対策は、既に成果が求められる段階に来ているのであります。

知事の答弁には、具体的な方策についての言及がありませんでしたが、道の取り組みと市町村への支援を車の両輪とするのであれば、市町村支援の内容に応じて、道の取り組み、施策も絶えず充実強化していくべきであり、状況によっては、創生総合戦略そのものを見直す必要もあると考えますが、改めて知事の所見を伺います。

産業振興に関し、指摘をさせていただきます。

地方分権が進み、市町村の力量が向上する中、地域の産業振興をいかに進めていくかは、道が

果たしていくべき重要な役割であります。

知事は、4期にわたる経験の中で、産業振興に関して十分な成果を上げてこられたのか、市町村や道民の期待に応えてきたのか。必ずしもそうとは思えないのであります。

新年度は4期目の最終年度であることから、時間のかかる産業振興に取り組むべき猶予は既になく、十分な成果を得られなかったということを認識するよう強く指摘しておきたいと思えます。

人手不足対策について、知事は、新たな庁内連携体制を整備し、各種施策の総合的な展開を図るとされました。従来型の縦割りの克服が課題となる中、具体的にどのような体制を整備しようとするのか、明確ではありません。

また、肝心の軸、中心となるべき施策が見えないままであり、施策の内容も手薄であると言わざるを得ません。

さらに、外国人技能実習制度についても、制度の適正な運用を語るだけで、人手不足対策への対応については、踏み込んだものではありませんでした。

知事の人手不足対策に対する認識は、総じて危機感が感じられないものであり、道としての姿勢が疑われるものであります。

改めて、体制整備、政策展開全般として、どのように課題を克服しようとするのか、所見を伺います。

次に、公共交通の確保について伺います。

道が示した交通政策総合指針の原案では、空港や港湾については、それぞれの箇所ごとに現状分析をした上で、必要な取り組みを掲げるなど、今後の展望を示したものとなっておりますが、鉄道網に関しては、13線区の方向性がわずかにまとめられただけとなっております。今後拡充が必要な線区の対応など、鉄道網トータルとしての方向性を示したものとは言いがたいものとなっております。

また、鉄道網について、地域における議論、協議のさなかにあることもあって、地域の意向を十分酌み取ったものとは考えられず、2030年へ向けて、地域の均衡ある発展を図っていくためには、鉄道網のあり方などについても、地域との対話をさらに重ねる必要があります。

その上で、それらの点を反映した成案をできるだけ早期に示していくべきと考えます。知事の所見を伺います。

先日の参考人招致において、JR北海道の経営に関し、現状や今後の見通しなどの質疑がなされましたが、厳しい経営環境が繰り返し強調されたものの、収益確保を初めとする自助努力の具体策、地域の負担などについては、議論が深まったとは言えない状況であります。

唐突に負担を求められることになった地域において、議論のスタートラインは、既存の線区の維持であり、決してJR北海道の経営支援ということではありません。

線区維持のための財政支援は、地域においても必要に応じて検討の対象になっていくとも考えられますが、JR北海道の経営再建のための漠然とした財政支援ということでは、議論は全く進

まないこととなるのです。

地域の負担等とは、線区維持のためのものであり、JR北海道の経営支援ではないことを明確にし、その上で、道としての具体的な支援策を早期に明らかにすべきと考えますが、所見を伺います。

次に、医療・福祉人材の確保についてであります。

医師、看護師、薬剤師といった医療従事者はもちろん、介護福祉士やケアマネジャーといった介護職員など、医療や福祉に関連する専門人材の不足は、道民の暮らしを支える医療・福祉制度の根幹を揺るがしかねません。

さらなる実効性ある対策をどう講じ、どう確保していくのか、伺いましたが、これまでの取り組みを並べられるだけで、何ら危機感が感じられないものでありました。

ほかの分野の人材確保策とも十分に連携し、対策の充実を図りながら、並行して、医療・福祉分野の特殊性を踏まえた個別対策の充実を図っていかなければ、人材確保策の効果は得られないと考えます。

今後、医療・福祉人材の確保に当たっては、他分野の人材確保策とも連携していくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、新エネルギー導入加速化基金についてであります。

このままの事業展開で、一体どれぐらい新エネルギーの割合が高まるのか、地域に及ぼす効果がどれぐらいあるのか、それが明確になっておりません。

そんな中、将来にわたり100億円規模になればよいというだけの姿勢では、当初、基金を設置した目的である新エネルギーの普及拡大を加速化させるという実効性が確保されません。知事の強い姿勢が全く見えないのであります。

少なくとも、設置当初の目安である1年に12億円の積み立ては行うべきと考えますが、できない理由を明確にお示し願いたいと思います。

国際貿易交渉にかかわる農業政策について、知事は、本道の農業、農村を守る決意で先頭に立って取り組むと言われますが、農業生産者が努力だけでは越え切れない内外価格差に直面するのであります。ところが、その対処策は、生産の効率化、産品の高付加価値化といった、農業者の自助努力を求めるものばかりであります。

農業者や地域を支える戸別所得補償といった仕組みを欠いたままでは、力尽きる農業者が相次ぎ、農村の衰退、地域の崩壊が現実のものとならないのか、懸念をするのであります。

国や経済界寄りの視点ではなく、先人たちが苦労を重ねて開拓した大地に足をつけた立場で、農業者や地域を具体的にどう守るのか、所見を伺います。

働き方改革について指摘をいたします。

常に国の動向をうかがう姿勢であります。我が会派は、全国と北海道はさまざまな点で違いがあることから、国の目標を上回る働き方改革推進方策の目標を掲げるべきと、これまで主張してまいりました。

一刻も早く、本道固有の実効ある働き方改革が実行されるよう、強く指摘をいたしたいと思えます。

観光税について、再度、知事から答弁がありました。全くもって理解できないものであります。導入の是非を一から議論するという事になれば、これまでの議会議論、それを受けた観光審議会の議論は、そもそも一体何のための議論だったのか、問われるものであります。

これまでの経過、答申に対する知事の認識を伺いたいと思えます。

その上で、このたび、財政健全化に向けた、平成30年度から32年度までの収支見通しが示されましたが、観光税がどうなるかによっても大きく変わってくるのではないのでしょうか。まさに場当たり的な財政運営と言わざるを得ませんし、これまでの手法と何ら変わらないものなのであります。

知事は、新たな財源の確保策としての観光税を、いつ、どのように決めていくのか、改めて所見を伺います。

最後に、観光振興機構についてであります。

現在、観光振興機構で検討している自主財源確保策では、自立した経営に向けては不十分であるとの趣旨で再質問をしましたが、そのことに対する知事の認識は示されませんでした。このままでは、次年度以降も同じような状況が続く可能性があります。

いつまでをめぐりに自立経営を求めるのか、お伺いをいたします。

その上で、道が期待する、本道観光の中核的な役割を担い、その機能を十分に発揮してもらうためにも、さらなる事業展開を促すように、知事としても積極的に関与していくべきと考えますが、所見を伺います。

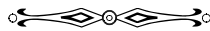
知事の真摯な姿勢による答弁を求め、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君 答弁準備のため、若干時間をいただきたいと存じます。

○議長大谷亨君 ただいま知事から、答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後4時37分休憩



午後4時42分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）梶谷議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、創生総合戦略についてであります。道では、毎年度、政策評価と連動させながら、PDCAサイクルのもと、創生総合戦略の推進管理を行ってきているところであります。

今後とも、数値目標やKPIなどの指標を用い、施策の効果や進捗度などを把握することによ

り、市町村への支援も含め、翌年度の施策の展開に生かし、創生総合戦略の着実な推進を図ってまいります。

次に、人材の確保施策の展開などについてであります。人手不足の一層の深刻化が懸念される中、全庁が一体となった取り組みが必要でありますことから、新たな庁内連携体制を整備し、北海道のPR施策と連携をして、道内各地の地域の取り組みや各業種の魅力を発信するなどにより、各種施策の総合的な展開を図ってまいります。

次に、交通政策総合指針案についてであります。道では、関係市町村の皆様方と、地域の将来を見据えた鉄道網のあり方について議論を重ねながら、鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議で集中審議を行い、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を、全道的な観点からお示したところであります。

道といたしましては、引き続き、地域への丁寧な情報提供とともに、市町村の皆様や交通事業者、国と連携を図りながら、最適な交通ネットワークの確立に向けて議論を深めてまいります。

次に、JR北海道への今後の対応についてであります。道といたしましては、持続的な鉄道網の確立に向け、JR北海道に対し、経営再生に向けた具体的な取り組みや経営の見通しなどを早期に取りまとめるよう強く求めるとともに、線区の実情や特性を踏まえた地域の取り組みについて、市町村の皆様と検討を進めながら、地域での活用方策を踏まえた、国や市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、国などとの協議も急いでまいります。

次に、医療、福祉の人材確保についてであります。誰もが、住みなれた場所で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築を進める上で、医療や介護の人材の確保は喫緊の課題と認識をいたします。

このため、道といたしましては、医療計画と介護保険事業支援計画を一体的に策定し、人材確保を重要施策と位置づけ、関係団体や市町村などとの連携を一層強めながら、より実効性のある施策を総合的に推進してまいります。

次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。道といたしましては、新エネルギー導入加速化基金を活用して、エネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりなど、必要な財源を積み立てながら、集中期間の5年間で60億円規模の施策を講ずるとともに、この基金などを活用し、将来にわたり100億円規模の取り組みを行うことにより、新エネルギーが本道の主要なエネルギー源の一つとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、TPP11や日EU・EPAへの対応についてであります。私といたしましては、我が国の食料の安定供給を担い、地域の経済を支える本道農業が、いかなる国際環境下においても、その再生産が可能となり、持続的に発展していくことが何よりも重要と考えるものであります。

このため、地域の実情や意向を十分に踏まえながら、農業の体質強化対策、経営安定対策などの各般の施策を効果的かつ積極的に推進し、私たちの貴重な財産である本道の農業、農村をしっかりと守り抜く考えであります。

次に、観光振興に係る新たな財源の確保についてであります。道といたしましては、新たな

財源の確保の検討に当たり、答申の内容について道民の皆様方に周知していくことが必要と考え、道のホームページに掲載したほか、観光関係者や業界団体はもとより、慎重な意見の方々にも丁寧に説明するなど、理解を得るよう努めながら、検討を進めてまいる考えであります。

最後に、観光振興機構についてであります。道といたしましては、観光振興機構が本道観光の中核的な役割を担っていくためには、自立的な活動の基盤を整えていくことが重要であると認識しており、観光振興機構が有する機能を十分に発揮する上で、安定した基盤を確立していく必要があると考えることから、引き続き、観光振興機構に設置をしている各種部会や事業実施に係る会議に参画しながら、自主財源の確保、事業運営に関して情報提供や意見交換を行うなどして、自立に向けた検討が進むよう対応してまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 梶谷大志君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月1日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時48分散会